

# 生存給付金付養老保険（通貨指定型）普通保険約款 目次

この保険の概要	14. 基本保険金額の減額 第20条 基本保険金額の減額
1. 通貨の種類 第1条 通貨の種類	15. 遺族年金の一括払 第21条 遺族年金の一括払
2. 保険契約の型 第2条 保険契約の型	16. 死亡保険金受取人による保険契約の存続 第22条 死亡保険金受取人による保険契約の存続
3. 積立利率および積立利率保証期間 第3条 積立利率 第4条 積立利率保証期間	17. 満期保険金、死亡保険金、生存給付金および遺族年金の受取人 第23条 満期保険金受取人等の変更 第24条 遺言による満期保険金受取人等の変更 第25条 死亡保険金受取人等の変更 第26条 遺言による死亡保険金受取人等の変更
4. 積立金および積立金額 第5条 積立金および積立金額	18. 保険契約者 第27条 保険契約者の変更 第28条 保険契約者の住所の変更
5. 基本保険金額 第6条 基本保険金額	19. 保険契約者および満期保険金、死亡保険金、生存給付金または遺族年金の受取人の代表者 第29条 保険契約者および満期保険金、死亡保険金、生存給付金または遺族年金の受取人の代表者
6. 基本給付金額 第7条 基本給付金額	20. 年齢の計算ならびに契約年齢および性別の誤りの処理 第30条 年齢の計算 第31条 契約年齢および性別の誤りの処理
7. 生存給付金等支払日 第8条 生存給付金等支払日	21. 契約者配当金 第32条 契約者配当金
8. 満期保険金、死亡保険金、生存給付金および遺族年金の支払 第9条 満期保険金、死亡保険金、生存給付金および遺族年金の支払および免責 第10条 満期保険金等の支払および免責に関する補則 第11条 満期保険金等の請求、支払時期および支払場所 第12条 年金証書	22. 時効 第33条 時効
9. 会社の責任開始期および契約日 第13条 会社の責任開始期および契約日	23. 被保険者の業務、転居および旅行 第34条 被保険者の業務、転居および旅行
10. 保険契約の無効および取消 第14条 死亡保険金等不法取得目的による無効 第15条 詐欺による取消	24. 管轄裁判所 第35条 管轄裁判所
11. 告知 第16条 告知	25. 死亡保険金受取人を団体とする保険契約に関する特則 第36条 死亡保険金受取人を団体とする保険契約の請求書類に関する特則
12. 保険契約の解除 第17条 重大事由による解除	26. 介護年金支払移行特約を付加した場合の特則 第37条 介護年金支払移行特約を付加した場合の特則
13. 解約および解約返還金 第18条 解約 第19条 解約返還金	

# 生存給付金付養老保険（通貨指定型）普通保険約款

## （この保険の概要）

この保険は、つぎの給付を行なうことを主な内容とするものです。

### (1) 満期保険金

被保険者が保険期間満了時に生存しているときに支払います。

### (2) 死亡保険金

被保険者が保険期間中に死亡したときに支払います。

### (3) 生存給付金

被保険者が保険期間中の毎年の生存給付金等支払日が到来した時に生存しているときに、そのつど生存給付金を支払います。

### (4) 遺族年金

被保険者が保険期間中の最後の生存給付金等支払日前に死亡したときに支払います。

## 1. 通貨の種類

### （通貨の種類）

第1条 この保険契約の通貨の種類は、つぎの各号のうち会社の定める範囲のものとし、保険契約者は、保険契約の締結の際、通貨を1つ指定するものとします。

- (1) アメリカ合衆国通貨（以下「米ドル」といいます。）
- (2) 欧州単一通貨（以下「ユーロ」といいます。）
- (3) オーストラリア連邦通貨（以下「豪ドル」といいます。）
- (4) 日本国通貨（以下「円」といいます。）

2. 保険料の払込または満期保険金の支払等、この保険契約にかかる金銭の授受は、全て前項の規定により指定された通貨（以下「指定通貨」といいます。）をもって行ないます。

## 2. 保険契約の型

### （保険契約の型）

第2条 この保険契約における保険契約の型はつぎのとおりとし、保険契約者は、保険契約の締結の際、会社の定める範囲で、保険契約の型を1つ指定するものとします。ただし、指定通貨が円の場合は定額型を指定したものとします。

- (1) 定額型
- (2) 前厚型

2. 保険契約の型として前厚型を指定した場合、前厚回数はつぎのとおりとし、保険契約者は、保険契約の締結の際、会社の定める範囲で、前厚回数を1つ指定するものとします。

- (1) 3回
- (2) 5回

3. 前2項により指定された保険契約の型および前厚回数の変更は取り扱いません。

## 3. 積立利率および積立利率保証期間

### （積立利率）

第3条 積立利率とは、通貨の種類、保険契約の型、前厚回数および次条に定める積立利率保証期間ごとに設定するもので、別表4に定める利回りを指標金利とし、会社が積立利率を設定する日の3営業日前（以下「積立利率計算日」といいます。）において、つぎの各号のとおり定めた率から、保険契約の締結に必要な費用および保険契約の維持等に必要な費用の率を差し引いた利率のことといいます。

- (1) 通貨の種類が米ドルの場合

積立利率計算日の前日における直前3日（会社が指標金利を取得する3日に限ります。以下本条において同じ。）の指標金利の平均値に最大1.0%を加えた率を上限とし、最大1.5%を減じた率を下限とする範囲内で定めた率

(2) 通貨の種類がユーロの場合

積立利率計算日における直前3日の指標金利の平均値に最大1.5%を加えた率を上限とし、最大1.0%を減じた率を下限とする範囲内で定めた率

(3) 通貨の種類が豪ドルの場合

積立利率計算日における直前3日の指標金利の平均値に最大1.5%を加えた率を上限とし、最大1.0%を減じた率を下限とする範囲内で定めた率

(4) 通貨の種類が円の場合

積立利率計算日における直前3日の指標金利の平均値に最大1.0%を増減させた範囲内で定めた率

2. 前項に定める積立利率は、契約日における最低保証積立利率を下回ることはありません。

3. 第1項の規定にかかわらず、別表4に定める利回りが算出されなくなったときまたは長期間にわたりこの保険の運用対象と明らかに連動しなくなったときなど、将来の運用情勢の変化により別表4に定める利回りを指標金利として用いることが適切でない特別な事情が生じた場合には、会社は、主務官庁の認可を得て、指標金利を変更することがあります。この場合、会社は、指標金利を変更する日の2か月前までにその旨を保険契約者に書面によって通知します。

(積立利率保証期間)

第4条 積立利率保証期間とは、同一の積立利率を適用する期間のことをいい、会社の定める範囲で設定します。

2. 契約日における積立利率保証期間は、保険期間に応じて会社が定める期間とします。

3. 指定通貨が円の場合、積立利率保証期間は積立利率保証期間の満了日の翌日に更新し、この日を積立利率保証期間更新日とします。

4. 前項の規定により積立利率保証期間を更新した場合、つぎの各号のとおり取り扱います。

(1) 更新後の積立利率保証期間は、第2項に定める積立利率保証期間に応じて会社が定める期間とします。

(2) 会社は、更新後の積立利率保証期間および更新後の積立利率保証期間において適用する積立利率を保険契約者に書面によって通知します。

4. 積立金および積立金額

(積立金および積立金額)

第5条 積立金とは、将来の満期保険金、死亡保険金、生存給付金および遺族年金を支払うために一時払保険料の中から積み立てた部分をいい、積立金額は、死亡保険金の支払事由の発生前において積立利率を適用して、経過年月日数に基づき会社の定める方法により計算します。

2. 前項の規定による積立金額の計算にあたっては、契約日における積立利率を積立利率保証期間の満了日まで適用し、積立利率保証期間を更新した場合には、積立利率保証期間更新日における積立利率を更新日からその期間の満了日まで適用します。

5. 基本保険金額

(基本保険金額)

第6条 基本保険金額とは、次条に定める基本給付金額の計算にあたり基準となる金額として、保険契約の締結の際、会社の定める範囲で、保険契約者の申出によって定めた金額をいい、これと同額の金額をこの保険契約の一時払保険料とします。

2. 前項の規定にかかわらず、保険契約の締結後に基本保険金額が減額されたときは、減額後の金額を基本保険金額とします。

6. 基本給付金額

(基本給付金額)

第7条 基本給付金額とは、満期保険金等を支払う場合に基準となる金額として、保険契約の締結の際に定められる金額をいい、基本保険金額および契約日における積立利率に基づき会社の定める方法により計算される金額とします。

2. 前項の規定にかかわらず、積立利率保証期間を更新する際、積立利率保証期間更新日における積立利率が契約日における最低保証積立利率を上回っているときは、その積立利率保証期間更新日以後の基本給付金額を、積立利率保証期間更新日における積立利率に基づき会社の定める方法により計算します。
3. 会社は、前項の規定により計算された基本給付金額を保険契約者に書面によって通知します。

#### 7. 生存給付金等支払日

(生存給付金等支払日)

第8条 生存給付金等支払日とは、生存給付金の支払事由が生じる日および遺族年金の支払日をいい、第1回の生存給付金等支払日は契約日とし、第2回以後の生存給付金等支払日は保険期間中における契約日から起算して1年経過以後の毎年の年単位の契約応当日とします。

#### 8. 満期保険金、死亡保険金、生存給付金および遺族年金の支払

(満期保険金、死亡保険金、生存給付金および遺族年金の支払および免責)

第9条 この保険契約の満期保険金、死亡保険金、生存給付金および遺族年金は、つぎのとおりです。

	支 払 額	受 取 人	満期保険金・死亡保険金・生存給付金・遺族年金を支払う場合（以下「支払事由」といいます。）	支払事由に該当しても満期保険金・死亡保険金・生存給付金・遺族年金を支払わない場合（以下「免責事由」といいます。）
満期保険金	基本給付金額	満期保険金受取人	被保険者が保険期間満了時に生存しているとき	――
死亡保険金	被保険者が死亡した時の満期保険金および死亡保険金の支払のための積立金額と同額	死亡保険金受取人	被保険者が契約日の2年後における年単位の契約応当日の前日までの保険期間中に死亡したとき	つぎのいずれかにより左記の支払事由が生じたとき (1) 責任開始期の属する日から起算して3年以内の自殺 (2) 保険契約者または死亡保険金受取人の故意 (3) 戦争その他の変乱
	基本給付金額		被保険者が契約日の2年後における年単位の契約応当日以後保険期間中に死亡したとき	

	支 払 額	受 取 人	支 払 事 由	免 責 事 由
生存給付金	保険契約の型に応じたつぎの額 (定額型) 基本給付金額  (前厚型) (1) 前厚回数が3回のとき (ア) 第1回から第3回までの生存給付金等支払日においては、基本給付金額の10倍の額 (イ) 第4回以後の生存給付金等支払日においては、基本給付金額 (2) 前厚回数が5回のとき (ア) 第1回から第5回までの生存給付金等支払日においては、基本給付金額の5倍の額 (イ) 第6回以後の生存給付金等支払日においては、基本給付金額	生存給付金受取人	被保険者が保険期間中の生存給付金等支払日が到来した時に生存しているとき	
遺族年金	保険契約の型に応じたつぎの額 (定額型) 基本給付金額  (前厚型) (1) 前厚回数が3回のとき (ア) 第1回から第3回までの生存給付金等支払日においては、基本給付金額の10倍の額 (イ) 第4回以後の生存給付金等支払日においては、基本給付金額 (2) 前厚回数が5回のとき (ア) 第1回から第5回までの生存給付金等支払日においては、基本給付金額の5倍の額 (イ) 第6回以後の生存給付金等支払日においては、基本給付金額	遺族年金受取人	被保険者が保険期間中の最後の生存給付金等支払日前に死亡したとき つぎのいずれかにより左記の支払事由が生じたとき (1) 責任開始期の属する日から起算して3年以内の自殺 (2) 保険契約者または遺族年金受取人の故意	

2. 遺族年金は、支払事由が生じた日の直後に到来する生存給付金等支払日を第1回の遺族年金の支払日とし、以後保険期間中の生存給付金等支払日に支払います。

(満期保険金等の支払および免責に関する補則)

第10条 満期保険金受取人と生存給付金受取人は同一であることを要します。

2. 死亡保険金受取人と遺族年金受取人は同一であることを要します。
3. 被保険者の生死が不明の場合でも、会社が死亡したものと認めたときは、被保険者が死亡したときに準じて取り扱います。
4. つぎのいずれかの免責事由に該当したことによって、死亡保険金および遺族年金が支払われないときは、会社は、第1号または第3号の場合は被保険者が死亡した時の積立金額または解約返還金額のいずれか大きい額を、第2号の場合は被保険者が死亡した時の解約返還金と同額の返還金を保険契約者に支払います。
  - (1) 責任開始期の属する日から起算して3年以内に被保険者が自殺したとき。
  - (2) 保険契約者が故意に被保険者を死亡させたとき（前号の場合を除きます。）。
  - (3) 死亡保険金および遺族年金の受取人が故意に被保険者を死亡させたとき（前2号の場合を除きます。）。
5. 戦争その他の変乱によって被保険者が死亡したことによって、死亡保険金が支払われないときは、会社は、被保険者が死亡した時の満期保険金および死亡保険金の支払のための積立金額と同額の返還金を保険契約者に支払います。
6. 死亡保険金および遺族年金の受取人が故意に被保険者を死亡させた場合（死亡保険金および遺族年金の受取人と被保険者が同一の場合で被保険者が自殺したときならびに保険契約者と死亡保険金および遺族年金の受取人が同一の場合で保険契約者が故意に被保険者を死亡させたときを除きます。）で、その受取人が死亡保険金および遺族年金の一部の受取人であるときは、死亡保険金および遺族年金のうち、その受取人に支払われるべき金額を差し引いた残額を他の死亡保険金および遺族年金の受取人に支払います。この場合、保険契約のうち支払われない部分については第4項の規定を適用し、その部分の積立金額または解約返還金額のいずれか大きい額を保険契約者に支払います。
7. 被保険者が戦争その他の変乱によって死亡した場合でも、その原因によって死亡した被保険者の数の増加が、この保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと認めたときは、会社は、その程度に応じ、死亡保険金の全額を支払い、またはその金額を削減して支払うことがあります。ただし、この場合の支払額は、被保険者が死亡した時の満期保険金および死亡保険金の支払のための積立金額を下回りません。

#### （満期保険金等の請求、支払時期および支払場所）

第11条 満期保険金、死亡保険金、生存給付金または遺族年金の支払事由が生じたときは、保険契約者または満期保険金、死亡保険金、生存給付金もしくは遺族年金の受取人は、すみやかに会社に通知してください。

2. 支払事由の生じた満期保険金、死亡保険金、生存給付金または遺族年金の受取人は、会社に、請求に必要な書類（別表1）を提出して、満期保険金、死亡保険金、生存給付金または遺族年金を請求してください。
3. 第2回以後の遺族年金の支払日である生存給付金等支払日が到来したときは、遺族年金受取人は、会社に、請求に必要な書類（別表1）を提出してください。
4. 満期保険金、死亡保険金または生存給付金は、その請求に必要な書類が会社に到着した日（会社に到着した日が営業日でない場合は翌営業日。以下本条において同じ。）の翌日から起算して5営業日以内に、会社の本社で支払います。この場合、会社が認めたときは、満期保険金、死亡保険金または生存給付金の受取人の口座（会社の指定した金融機関等の口座に限ります。）に払い込む方法により支払います。
5. 遺族年金は、その請求に必要な書類が会社に到着した日の翌日または生存給付金等支払日のいずれか遅い日から起算して5営業日以内に、会社の本社で支払います。この場合、会社が認めたときは、遺族年金の受取人の口座（会社の指定した金融機関等の口座に限ります。）に払い込む方法により支払います。
6. 満期保険金、死亡保険金、生存給付金または遺族年金を支払うために確認が必要なつぎの各号に掲げる場合で、保険契約の締結時から満期保険金、死亡保険金、生存給付金または遺族年金の請求時までに会社に提出された書類だけでは確認ができないときは、それぞれ当該各号に定める事項の確認（会社の指定した医師による診断を含みます。）を行ないます。この場合、前2項の規定にかかわらず、満期保険金、死亡保険金または生存給付金を支払うべき期限は、その請求に必要な書類が会社に到着した日の翌日から起算して45日を経過する日とし、遺族年金を支払うべき期限は、その請求に必要な書類が会社に到着した日の翌日または生存給付金等支払日のいずれか遅い日から起算して45日を経過する日とします。
  - (1) 支払事由発生の有無の確認が必要な場合  
支払事由に該当する事実の有無
  - (2) 免責事由に該当する可能性がある場合  
支払事由が発生した原因
  - (3) 第14条（死亡保険金等不法取得目的による無効）、第15条（詐欺による取消）または第17条（重大事由による解除）に該当する可能性がある場合

前号に定める事項、第17条第1項第3号(ア)から(オ)までに該当する事実の有無または保険契約者、被保険者もしくは死亡保険金等の受取人の保険契約締結の目的もしくは死亡保険金等の請求の意図に関する保険契約の締結時から死亡保険金等の請求時までにおける事実

7. 前項の確認をするため、つぎの各号に掲げる事項についての特別な照会や調査が不可欠な場合は、前3項の規定にかかわらず、満期保険金、死亡保険金または生存給付金を支払うべき期限は、その請求に必要な書類が会社に到着した日の翌日から起算してつぎの各号に定める日数（各号のうち複数に該当する場合であっても、180日）を経過する日とし、遺族年金を支払うべき期限は、その請求に必要な書類が会社に到着した日の翌日または生存給付金等支払日のいづれか遅い日から起算してつぎの各号に定める日数（各号のうち複数に該当する場合であっても、180日）を経過する日とします。
  - (1) 前項各号に定める事項についての弁護士法（昭和24年法律第205号）にもとづく照会その他の法令にもとづく照会 180日
  - (2) 前項各号に定める事項についての研究機関等の専門機関による医学または工学等の科学技術的な特別の調査、分析または鑑定 180日
  - (3) 前項各号に定める事項に関し、保険契約者、被保険者または死亡保険金等の受取人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等から明らかである場合における、前項各号に定める事項に関する、送致、起訴、判決等の刑事手続の結果についての警察、検察等の捜査機関または裁判所に対する照会 180日
  - (4) 前項各号に定める事項についての日本国外における調査 180日
8. 前2項の規定を適用したときは、会社は、その旨を満期保険金、死亡保険金、生存給付金または遺族年金を請求した者に通知します。
9. 第6項および第7項に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者、被保険者または満期保険金、死亡保険金、生存給付金もしくは遺族年金の受取人が正当な理由なく当該確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき（会社の指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます。）は、会社は、これにより当該事項の確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は満期保険金、死亡保険金、生存給付金または遺族年金を支払いません。

#### （年金証書）

第12条 会社は、第1回の遺族年金を支払うときに、年金証書を作成して遺族年金受取人に交付します。

#### 9. 会社の責任開始期および契約日

##### （会社の責任開始期および契約日）

第13条 会社は、つぎの時から保険契約上の責任を負います。

- (1) 保険契約の申込を承諾した後に一時払保険料を受け取った場合  
……一時払保険料を受け取った時
- (2) 一時払保険料充当金を受け取った後に保険契約の申込を承諾した場合  
……一時払保険料充当金を受け取った時
2. 前項の規定により、会社の責任が開始される日（以下「責任開始日」といいます。）を契約日とし、契約年齢ならびに保険期間および積立利率保証期間は、この日を基準として計算します。
3. 会社が保険契約の申込を承諾した場合には、保険証券を交付し、これをもって承諾の通知とします。
4. 前項の保険証券には、つぎの各号の事項を記載します。
  - (1) 会社名
  - (2) 保険契約者および被保険者の氏名または名称
  - (3) 満期保険金、死亡保険金、生存給付金および遺族年金の受取人の氏名または名称その他の受取人を特定するために必要な事項
  - (4) 保険契約の種類
  - (5) 保険期間
  - (6) 責任開始日
  - (7) 契約日
  - (8) 満期保険金、死亡保険金、生存給付金および遺族年金の支払額、基本保険金額ならびに一時払保険料
  - (9) 保険証券の作成年月日
5. 前2項に定める保険証券の交付は、保険契約の締結の際に限り行ないます。

## 10. 保険契約の無効および取消

(死亡保険金等不法取得目的による無効)

第14条 保険契約者が死亡保険金および遺族年金を不法に取得する目的または他人に死亡保険金および遺族年金を不法に取得させる目的をもって保険契約の締結をしたときは、保険契約を無効とし、すでに払い込んだ保険料は払い戻しません。

(詐欺による取消)

第15条 保険契約の締結に際して、保険契約者、被保険者または満期保険金、死亡保険金、生存給付金もしくは遺族年金の受取人に詐欺の行為があったときは、会社は、保険契約を取り消すことができます。この場合、すでに払い込んだ保険料は払い戻しません。

## 11. 告知

(告知)

第16条 会社は、保険契約の締結の際、保険契約者および被保険者に対して、この保険契約に関する書面による告知ならびに会社の指定する医師への口頭による告知を求めません。

## 12. 保険契約の解除

(重大事由による解除)

第17条 会社は、つぎの各号のいずれかに定める事由が生じた場合には、将来に向って保険契約を解除することができます。

- (1) 保険契約者または死亡保険金および遺族年金の受取人が死亡保険金（他の保険契約の死亡保険金を含み、保険種類および死亡保険金の名称の如何を問いません。以下本号において同じ。）および遺族年金を詐取する目的または他人に死亡保険金および遺族年金を詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をした場合
  - (2) この保険契約の死亡保険金および遺族年金の請求に関し、死亡保険金および遺族年金の受取人に詐欺行為（未遂を含みます。）があった場合
  - (3) 保険契約者、被保険者または満期保険金、死亡保険金、生存給付金もしくは遺族年金の受取人が、つぎの(ア)から(オ)までのいずれかに該当する場合
    - (ア) 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること
    - (イ) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること
    - (ウ) 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
    - (エ) 保険契約者または満期保険金、死亡保険金、生存給付金もしくは遺族年金の受取人が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
    - (オ) その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
  - (4) 会社の保険契約者、被保険者または満期保険金、死亡保険金、生存給付金もしくは遺族年金の受取人に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする前3号に掲げる事由と同等の重大な事由がある場合
2. 会社は、満期保険金、死亡保険金、生存給付金または遺族年金の支払事由が生じた後でも、保険契約（前項第3号のみに該当した場合で、前項第3号(ア)から(オ)までに該当したのが遺族年金受取人のみであり、その遺族年金受取人が遺族年金の一部の受取人であるときは、保険契約のうちその受取人に支払われるべき遺族年金に対応する部分とします。）を解除することができます。
3. 前項の場合には、第1項各号に定める事由の発生時以後に生じた支払事由による満期保険金、死亡保険

金、生存給付金または遺族年金（第1項第3号のみに該当した場合で、第1項第3号(ア)から(オ)までに該当したのが満期保険金、死亡保険金、生存給付金または遺族年金の受取人のみであり、その満期保険金、死亡保険金、生存給付金または遺族年金の受取人が満期保険金、死亡保険金、生存給付金または遺族年金の一部の受取人であるときは、満期保険金、死亡保険金、生存給付金または遺族年金のうち、その受取人に支払われるべき満期保険金、死亡保険金、生存給付金または遺族年金をいいます。以下本項において同じ。）を支払いません。また、すでに満期保険金、死亡保険金、生存給付金または遺族年金を支払っていたときは、満期保険金、死亡保険金、生存給付金または遺族年金の返還を請求します。

4. 本条の規定によって保険契約を解除するときは、会社は、その旨を保険契約者（遺族年金の支払事由の発生以後については遺族年金受取人とします。以下本条において同じ。）に通知します。ただし、保険契約者またはその住所もしくは居所が不明であるか、その他正当な理由によって保険契約者に通知できない場合には、被保険者または満期保険金、死亡保険金、生存給付金もしくは遺族年金の受取人に通知します。
5. 本条の規定によって保険契約を解除したときは、会社は、被保険者が死亡した場合はその日の、それ以外の場合は解除の通知を発信した日の解約返還金と同額の返還金（遺族年金の支払事由の発生以後については第21条（遺族年金の一括払）に準じた支払額とします。以下本条において同じ。）を保険契約者に支払います。
6. 前項の規定にかかわらず、第1項第3号の規定によって保険契約を解除した場合で、満期保険金、死亡保険金、生存給付金または遺族年金の一部の受取人に対して第2項および第3項の規定を適用し満期保険金、死亡保険金、生存給付金または遺族年金を支払わないときは、保険契約のうち支払われない満期保険金、死亡保険金、生存給付金または遺族年金に対応する部分については前項の規定を適用し、その部分の解約返還金と同額の返還金を保険契約者に支払います。

### 13. 解約および解約返還金

（解約）

第18条 保険契約者は、死亡保険金の支払事由の発生前に限り、いつでも将来に向って、保険契約を解約し、解約返還金を請求することができます。

（解約返還金）

第19条 解約返還金額は、請求に必要な書類（別表1）が会社の本社または会社の指定した場所に到着した日（以下「解約返還金計算日」といいます。）の積立金額に基づき、別表2に定める算式により計算した金額とします。

2. 保険契約者は、解約返還金を請求するときは、請求に必要な書類（別表1）を提出してください。
3. 解約返還金の支払時期および支払場所については、第11条（満期保険金等の請求、支払時期および支払場所）の規定を準用します。

### 14. 基本保険金額の減額

（基本保険金額の減額）

第20条 保険契約者は、死亡保険金の支払事由の発生前に限り、会社の定める取扱範囲で、将来に向って、基本保険金額を減額することができます。ただし、減額後の基本保険金額は、会社の定める金額以上であることを要します。

2. 基本保険金額の減額をするときは、保険契約者は、請求に必要な書類（別表1）を提出してください。
3. 基本保険金額を減額したときは、減額後の基本保険金額に基づいて第7条（基本給付金額）の規定により基本給付金額を改めます。
4. 基本保険金額を減額したときは、減額分は解約したものとして取り扱います。
5. 本条の規定により、基本保険金額の減額が行なわれたときは、会社は、その旨を保険契約者に書面によって通知します。

### 15. 遺族年金の一括払

#### (遺族年金の一括払)

第21条 遺族年金受取人は、遺族年金の支払事由の発生以後保険期間中の最後の生存給付金等支払日前に限り、将来の遺族年金の全部の支払にかえて、残余保険期間の未払遺族年金の一括払を請求することができます。この場合の支払額は、請求に必要な書類（別表1）が会社の本社または会社の指定した場所に到着した日（以下「一括払請求日」といいます。）における残余保険期間の未払遺族年金の現価に基づき別表3に定める算式により計算した金額とし、保険契約は遺族年金の一括払を行なったときに消滅します。

2. 遺族年金の一括払の支払時期および支払場所については、第11条（満期保険金等の請求、支払時期および支払場所）の規定を準用します。

### 16. 死亡保険金受取人による保険契約の存続

#### (死亡保険金受取人による保険契約の存続)

第22条 差押債権者、破産管財人その他の保険契約者以外の者で保険契約の解約（基本保険金額の減額を含みます。以下本条において同じ。）をすることができる者（以下「債権者等」といいます。）により保険契約が解約されるときは、解約の通知が会社に到着した時から1か月を経過した日にその効力を生じます。

2. 前項の解約の通知があった場合でも、通知の時においてつぎの各号のすべてを満たす死亡保険金受取人が、保険契約者の同意を得て、前項の解約の効力を生じるまでの間に、前項の解約の通知が会社に到着した日の解約返還金と同額の金額（以下「債権者等への支払金額」といいます。）を債権者等に支払い、かつ、会社にその旨を通知したときは、前項の解約はその効力を生じません。

(1) 保険契約者もしくは被保険者の親族または被保険者本人であること

(2) 保険契約者でないこと

3. 前項の通知をするときは、死亡保険金受取人は、請求に必要な書類（別表1）を提出してください。

4. 第1項の解約の通知が会社に到着した時から、その解約の効力が生じるまでまたは第2項の規定により解約の効力が生じなくなるまでに、満期保険金、死亡保険金または生存給付金の支払事由が生じた場合で、会社が満期保険金、死亡保険金または生存給付金を支払うべきときは、その支払うべき金額を限度として、債権者等への支払金額を債権者等に支払います。この場合、その支払うべき金額から債権者等への支払金額を差し引いた残額があるときは、その金額を満期保険金、死亡保険金または生存給付金の受取人に支払います。

5. 第1項の解約の通知が会社に到着した時から、その解約の効力が生じるまでまたは第2項の規定により解約の効力が生じなくなるまでに、遺族年金の支払事由が生じた場合で、会社が遺族年金を支払うべきときは、遺族年金の支払事由が生じた日に遺族年金の一括払の請求があつたものとし、その支払うべき金額を限度として、債権者等への支払金額を債権者等に支払います。この場合、その支払うべき金額から債権者等への支払金額を差し引いた残額があるときは、その金額を遺族年金の受取人に支払います。

### 17. 満期保険金、死亡保険金、生存給付金および遺族年金の受取人

#### (満期保険金受取人等の変更)

第23条 保険契約者は、死亡保険金の支払事由が発生する前に限り、被保険者の同意を得て、会社に対する通知により、会社の定める取扱範囲で満期保険金および生存給付金の受取人を変更することができます。

2. 前項の通知をするときは、保険契約者は、請求に必要な書類（別表1）を提出してください。

3. 第1項の通知が会社に到着したときは、満期保険金および生存給付金の受取人の変更の効力は、その通知を発した時にさかのぼって生じるものとします。

4. 前項の規定にかかわらず、第1項の通知が会社に到達する前に、変更前の満期保険金および生存給付金の受取人に満期保険金または生存給付金を支払ったときは、その支払後に変更後の満期保険金および生存給付金の受取人からその請求を受けても、会社は、満期保険金および生存給付金を支払いません。

5. 満期保険金および生存給付金の受取人が満期保険金または生存給付金の支払事由の発生以前に死亡したときは、保険契約者を満期保険金および生存給付金の受取人とします。

#### (遺言による満期保険金受取人等の変更)

第24条 遺言により、満期保険金および生存給付金の受取人を変更することはできません。

## (死亡保険金受取人等の変更)

- 第25条 保険契約者は、死亡保険金の支払事由が発生する前に限り、被保険者の同意を得て、会社に対する通知により、会社の定める取扱範囲で死亡保険金および遺族年金の受取人を変更することができます。
2. 前項の通知をするときは、保険契約者は、請求に必要な書類（別表1）を提出してください。
  3. 第1項の通知が会社に到着したときは、死亡保険金および遺族年金の受取人の変更の効力は、その通知を発した時にさかのぼって生じるものとします。
  4. 前項の規定にかかわらず、第1項の通知が会社に到達する前に、変更前の死亡保険金および遺族年金の受取人に死亡保険金または遺族年金を支払ったときは、その支払後に変更後の死亡保険金および遺族年金の受取人からその請求を受けても、会社は、死亡保険金および遺族年金を支払いません。
  5. 死亡保険金および遺族年金の受取人が死亡保険金の支払事由の発生以前に死亡したときは、その法定相続人を死亡保険金および遺族年金の受取人とします。
  6. 前項の規定により死亡保険金および遺族年金の受取人となった者が死亡した場合に、この者に法定相続人がいないときは、前項の規定により死亡保険金および遺族年金の受取人となった者のうち生存している他の死亡保険金および遺族年金の受取人を死亡保険金および遺族年金の受取人とします。
  7. 前2項の規定により死亡保険金および遺族年金の受取人となった者が2人以上いる場合、その受取割合は均等とします。
  8. 遺族年金受取人が遺族年金の支払事由の発生後に死亡したときは、その法定相続人を遺族年金受取人とします。

## (遺言による死亡保険金受取人等の変更)

- 第26条 前条の規定によるほか、保険契約者は、死亡保険金の支払事由が発生する前に限り、法律上有効な遺言により、死亡保険金および遺族年金の受取人を変更することができます。
2. 前項の死亡保険金および遺族年金の受取人の変更は、被保険者の同意がなければ、その効力を生じません。
  3. 前2項の規定による死亡保険金および遺族年金の受取人の変更は、保険契約者が死亡した後、保険契約者の相続人（遺言執行者が指定されているときは遺言執行者を含みます。以下本条において同じ。）が、その旨を会社に通知しなければ、会社に対抗することができません。
  4. 前項の通知をするときは、保険契約者の相続人は、請求に必要な書類（別表1）を提出してください。

## 18. 保険契約者

## (保険契約者の変更)

- 第27条 保険契約者は、死亡保険金の支払事由の発生前に限り、被保険者および会社の同意を得て、保険契約上的一切の権利義務を第三者に承継させることができます。
2. 前項の承継をするときは、保険契約者は、請求に必要な書類（別表1）を提出してください。
  3. 保険契約者と遺族年金受取人が異なる場合、遺族年金受取人は、遺族年金の支払事由の発生時に保険契約上的一切の権利義務を承継するものとします。

## (保険契約者の住所の変更)

- 第28条 保険契約者が住所（通信先を含みます。以下本条において同じ。）を変更したときは、すみやかに会社の本社または会社の指定した場所に通知してください。
2. 保険契約者が前項の通知をしなかったときは、会社の知った最終の住所に発した通知は、通常到達するために要する期間を経過した時に、保険契約者に到達したものとみなします。

## 19. 保険契約者および満期保険金、死亡保険金、生存給付金または遺族年金の受取人の代表者

## (保険契約者および満期保険金、死亡保険金、生存給付金または遺族年金の受取人の代表者)

- 第29条 保険契約者が2人以上の場合には、代表者1人を定めてください。この場合、その代表者は他の保険契約者を代理するものとします。
2. 前項の代表者が定まらないか、またはその所在が不明のときは、会社が保険契約者の1人に対してした行為は、他の保険契約者に対しても効力を生じます。

3. 保険契約者が2人以上の場合には、その責任は連帶とします。
4. 満期保険金、死亡保険金、生存給付金または遺族年金の受取人が2人以上の場合には、第1項および第2項に準じて取り扱います。

## 20. 年齢の計算ならびに契約年齢および性別の誤りの処理

(年齢の計算)

第30条 被保険者の契約年齢は、契約日現在の満年で計算し、1年末満の端数については切り捨てます。

2. 保険契約締結後の被保険者の年齢は、前項の契約年齢に、年単位の契約応当日ごとに1歳を加えて計算します。

(契約年齢および性別の誤りの処理)

第31条 保険契約申込書(電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法))による場合を含みます。以下本条において同じ。)に記載された被保険者の契約年齢に誤りがあった場合は、つきの方法により取り扱います。

- (1) 契約日における実際の年齢が、会社の定める契約年齢の範囲内であったときは、実際の年齢に基づいて基本給付金額を改めます。ただし、満期保険金、死亡保険金、生存給付金または遺族年金の支払事由該当後は、実際の年齢に基づいて基本給付金額を改め、すでに支払われた満期保険金、死亡保険金、生存給付金または遺族年金に不足分があればその額を満期保険金、死亡保険金、生存給付金または遺族年金の受取人に支払い、超過分があればその額の返還を請求します。
  - (2) 契約日における実際の年齢が、会社の定める契約年齢の範囲外であったときは、会社は、保険契約を取り消すことができます。
2. 保険契約申込書に記載された被保険者の性別に誤りがあった場合には、前項に準じて取り扱います。

## 21. 契約者配当金

(契約者配当金)

第32条 この保険契約には契約者配当金はありません。

## 22. 時効

(時効)

第33条 満期保険金、死亡保険金、生存給付金または遺族年金その他この保険契約に基づく諸支払金の支払を請求する権利は、これらを行使することができる時から3年間行使しない場合には消滅します。

## 23. 被保険者の業務、転居および旅行

(被保険者の業務、転居および旅行)

第34条 保険契約の継続中に、被保険者がどのような業務に従事し、またはどのような場所に転居し、もしくは旅行しても、会社は、保険契約の解除も保険料の変更もしないで、保険契約上の責任を負います。

## 24. 管轄裁判所

(管轄裁判所)

第35条 この保険契約における満期保険金、死亡保険金、生存給付金または遺族年金の請求に関する訴訟については、会社の本社または満期保険金、死亡保険金、生存給付金もしくは遺族年金の受取人(満期保険金、死亡保険金、生存給付金または遺族年金の受取人が2人以上いるときは、その代表者とします。)の住所地を管轄する高等裁判所(支部を除きます。)の所在地を管轄する地方裁判所をもって、合意による管轄裁判

所とします。

## 25. 死亡保険金受取人を団体とする保険契約に関する特則

(死亡保険金受取人を団体とする保険契約の請求書類に関する特則)

第36条 官公署、会社、組合、工場その他の団体（個人事業主を含み、以下「団体」といいます。）を保険契約者および死亡保険金受取人とし、その団体から給与の支払を受ける従業員を被保険者とする保険契約の場合、保険契約者である団体が当該保険契約の保険金の全部またはその相当部分を遺族補償規程等に基づく死亡退職金または弔慰金等（以下「死亡退職金等」といいます。）として死亡退職金等の受給者に支払うときは、死亡保険金の請求の際、請求に必要な書類（別表1）に加え、死亡退職金等の受給者が保険金の請求内容を了知していることがわかる書類も必要とします。この場合、保険契約者である団体が当該受給者本人であることを確認した書類を必要とします。なお、死亡退職金等の受給者が2人以上あるときは、そのうち1人からの請求内容を了知していることがわかる書類の提出で足りるものとします。

## 26. 介護年金支払移行特約を付加した場合の特則

(介護年金支払移行特約を付加した場合の特則)

第37条 この保険契約に介護年金支払移行特約を付加した場合には、特約介護年金に移行した部分について、第17条（重大事由による解除）の規定をつぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) 第1項第3号および第4号、第2項、第3項ならびに第6項の規定中、「満期保険金、死亡保険金、生存給付金もしくは遺族年金の受取人」とあるのは「特約介護年金受取人」と、「満期保険金、死亡保険金、生存給付金または遺族年金」とあるのは「特約介護年金」と読み替えます。
- (2) 第2項の規定中、「保険契約（前項第3号のみに該当した場合で、前項第3号(ア)から(オ)までに該当したのが遺族年金受取人のみであり、その遺族年金受取人が遺族年金の一部の受取人であるときは、保険契約のうちその受取人に支払われるべき遺族年金に対応する部分とします。）」とあるのは「保険契約（前項第3号のみに該当した場合で、前項第3号(ア)から(オ)までに該当したのが特約介護年金受取人のみであり、その特約介護年金受取人が特約介護年金の一部の受取人であるときは、保険契約のうちその受取人に支払われるべき特約介護年金に対応する部分とします。）」と読み替えます。
- (3) 第4項の規定をつぎのとおり読み替えます。

「4. 本条の規定によって保険契約を解除するときは、会社は、その旨を特約介護年金受取人に通知します。ただし、特約介護年金受取人またはその住所もしくは居所が不明であるか、その他正当な理由によって特約介護年金受取人に通知できない場合には、被保険者または満期保険金、死亡保険金、生存給付金もしくは遺族年金の受取人に通知します。」

- (4) 第5項の規定をつぎのとおり読み替えます。なお、特約介護年金の種類が終身介護年金のときは、会社が支払う返還金はありません。

「5. 本条の規定によって保険契約を解除したときは、会社は、被保険者が死亡した場合はその日の、それ以外の場合は解除の通知を発信した日の特約介護年金の一括払に準じた支払額と同額の返還金を特約介護年金受取人に支払います。」

- (5) 第6項の規定中、「解約返還金」とあるのは「特約介護年金の一括払に準じた支払額」と、「保険契約者」とあるのは「特約介護年金受取人」と読み替えます。なお、特約介護年金の種類が終身介護年金のときは、会社が支払う返還金はありません。

別表1 請求書類

## (1) 満期保険金、死亡保険金、生存給付金、遺族年金の請求書類

項目	必要書類
1 満期保険金	(1)会社所定の請求書 (2)被保険者の住民票（ただし、満期保険金受取人と同一の場合は不要。また、会社が必要と認めた場合は戸籍抄本） (3)満期保険金受取人の戸籍抄本 (4)満期保険金受取人の印鑑証明書 (5)保険証券
2 死亡保険金	(1)会社所定の請求書 (2)医師の死亡診断書または死体検査書（ただし、会社が必要と認めた場合は会社所定の様式による医師の死亡証明書） (3)被保険者の死亡事実が記載された住民票（ただし、会社が必要と認めた場合は戸籍抄本） (4)死亡保険金受取人の戸籍抄本 (5)死亡保険金受取人の印鑑証明書 (6)保険証券
3 生存給付金	(1)会社所定の請求書 (2)被保険者の住民票（ただし、生存給付金受取人と同一の場合は不要。また、会社が必要と認めた場合は戸籍抄本） (3)生存給付金受取人の戸籍抄本 (4)生存給付金受取人の印鑑証明書 (5)保険証券
4 遺族年金	(1)会社所定の請求書 (2)遺族年金受取人の戸籍抄本 (3)遺族年金受取人の印鑑証明書 (4)年金証書
5 遺族年金の一括払	(1)会社所定の請求書 (2)遺族年金受取人の戸籍抄本 (3)遺族年金受取人の印鑑証明書 (4)年金証書
(注) 1. 会社は、上記以外の書類の提出を求め、または上記の提出書類の全部または一部の省略を認めることがあります。 2. 会社は、請求書類について、書面に代えて電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により提出することを認めることができます。なお、この場合、請求を会社が受け付けた日を請求書類が会社の本社に到着した日とみなします。	

## (2) その他の請求書類

項目	必要書類
1 解約返還金	(1)会社所定の解約返還金請求書 (2)保険契約者の印鑑証明書 (3)保険証券
2 死亡保険金受取人による保険契約の存続	(1)会社所定の保険契約存続通知書 (2)保険契約者の印鑑証明書 (3)保険契約の存続を申し出る死亡保険金受取人が保険契約者または被保険者の親族であることを証する書類（ただし、保険契約の存続を申し出る者が被保険者本人である場合は不要） (4)保険契約の存続を申し出る死亡保険金受取人の印鑑証明書（ただし、保険契約の存続を申し出る者が被保険者本人である場合は被保険者の印鑑証明書） (5)債権者等に所定の金額を支払ったことを証する書類
3 基本保険金額の減額	(1)会社所定の基本保険金額の減額請求書 (2)保険契約者の印鑑証明書 (3)保険証券
4 満期保険金、死亡保険金、生存給付金または遺族年金の受取人の変更	(1)会社所定の名義変更請求書 (2)保険契約者の印鑑証明書 (3)保険証券
5 遺言による死亡保険金および遺族年金の受取人の変更	(1)会社所定の名義変更請求書 (2)保険契約者の死亡事実が記載された住民票（ただし、会社が必要と認めた場合は戸籍抄本） (3)遺言書の写しおよびその有効性を証する書類 (4)保険契約者の相続人であることを証する書類と印鑑証明書（ただし、遺言執行者からの通知のときは遺言執行者であることを証する書類と印鑑証明書） (5)保険証券
6 保険契約者の変更	(1)会社所定の名義変更請求書 (2)変更前の保険契約者の印鑑証明書 (3)保険証券
<p>（注） 1. 会社は、上記以外の書類の提出を求め、または上記の提出書類の全部または一部の省略を認めることがあります。</p> <p>2. 会社は、請求書類について、書面に代えて電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により提出することを認めることができます。なお、この場合、請求を会社が受け付けた日を請求書類が会社の本社に到着した日とみなします。</p>	

## 別表2 解約返還金額

解約返還金額はつぎの算式によって計算される金額とします。

$$\begin{aligned} & \text{満期保険金および死亡保険金の支払のための積立金額} \\ & + \text{生存給付金および遺族年金の支払のための積立金額} \times (1 - \text{市場価格調整率}) \\ & - \text{基本保険金額} \times \text{会社の定める解約控除率} \end{aligned}$$

(注) 市場価格調整率とは、つぎの算式により計算した率とします。

$$1 - \left[ \frac{1 + \text{適用されている積立利率の算出時の市場価格調整用利率}}{1 + \text{解約返還金計算日の市場価格調整用利率} + \text{会社の定める率}} \right] \text{調整年数}$$

- ・積立金額は経過年月日数に基づき会社の定める方法により計算します。
- ・適用されている積立利率の算出時の市場価格調整用利率とは、解約返還金計算日にこの保険契約に適用されている積立利率の算出において用いた指標金利の平均値とします。
- ・解約返還金計算日の市場価格調整用利率とは、つぎのとおりとします。

### (1) 通貨の種類が外貨の場合

解約返還金計算日を契約日とし、この保険契約と同一の通貨および保険契約の型が指定された新たな保険契約を締結すると仮定した場合に、会社の定める方法により計算される、この保険契約に適用されている積立利率保証期間と同一の期間に適用される積立利率の算出において用いる指標金利の平均値とします。

### (2) 通貨の種類が円貨の場合

解約返還金計算日を契約日（積立利率保証期間の更新が行なわれている場合は、直前の積立利率保証期間更新日）とみなした場合に、会社の定める方法により計算される、円貨でこの保険契約に適用されている積立利率保証期間と同一の期間に適用される積立利率の算出において用いる指標金利の平均値とします。

- ・会社の定める率とは、解約返還金額の計算に用いる調整率で、市場環境等に応じて0.00%以上0.10%以下の範囲内で定める率とします。
- ・調整年数とは、通貨の種類、保険期間、積立利率保証期間、保険契約の型（前厚型の場合は前厚回数を含みます。）、積立利率保証期間の残存年数および適用されている積立利率等に応じて会社の定める方法により計算した値とします。

別表3 遺族年金の一括払の支払額

遺族年金の一括払を行なった場合の支払額はつぎの算式によって計算した金額とします。

未払遺族年金の現価×（1－市場価格調整率）－基本保険金額×会社の定める解約控除率

(注) 市場価格調整率とは、つぎの算式により計算した率とします。

$$1 - \left[ \frac{1 + \text{適用されている積立利率の算出時の市場価格調整用利率}}{1 + \text{一括払請求日の市場価格調整用利率} + \text{会社の定める率}} \right] \text{調整年数}$$

・適用されている積立利率の算出時の市場価格調整用利率とは、一括払請求日にこの保険契約に適用されている積立利率の算出において用いた指標金利の平均値とします。

・一括払請求日の市場価格調整用利率とは、つぎのとおりとします。

(1) 通貨の種類が外貨の場合

一括払請求日を契約日とし、この保険契約と同一の通貨および保険契約の型が指定された新たな保険契約を締結すると仮定した場合に、会社の定める方法により計算される、この保険契約に適用されている積立利率保証期間と同一の期間に適用される積立利率の算出において用いる指標金利の平均値とします。

(2) 通貨の種類が円貨の場合

一括払請求日を契約日（積立利率保証期間の更新が行なわれている場合は、直前の積立利率保証期間更新日）とみなした場合に、会社の定める方法により計算される、円貨でこの保険契約に適用されている積立利率保証期間と同一の期間に適用される積立利率の算出において用いる指標金利の平均値とします。

- ・会社の定める率とは、遺族年金の一括払の支払額の計算に用いる調整率で、市場環境等に応じて0.00%以上0.10%以下の範囲内で定める率とします。
- ・調整年数とは、通貨の種類、保険期間、積立利率保証期間、保険契約の型（前厚型の場合は前厚回数を含みます。）、積立利率保証期間の残存年数および適用されている積立利率等に応じて会社の定める方法により計算した値とします。

別表4 指標金利

1. 通貨の種類が米ドルの場合

(1) 保険契約の型が定額型のとき

積立利率保証期間	利回り
4年	
5年	加重平均インデックス利回り（対象年限3年）
6年	
7年	
8年	加重平均インデックス利回り（対象年限5年）
9年	
14年	加重平均インデックス利回り（対象年限5年）および加重平均インデックス利回り（対象年限10年）を単純平均したもの
19年	
24年	加重平均インデックス利回り（対象年限10年）
29年	

(2) 保険契約の型が前厚型のとき

積立利率保証期間	利回り
19年	加重平均インデックス利回り（対象年限3年）および加重平均インデックス利回り（対象年限10年）を単純平均したもの
24年	

2. 通貨の種類がユーロの場合

(1) 保険契約の型が定額型のとき

積立利率保証期間	利回り
4年	
5年	ユーロ3年金利スワップレート（固定受け）
6年	
7年	
8年	ユーロ5年金利スワップレート（固定受け）
9年	
14年	ユーロ5年金利スワップレート（固定受け）およびユーロ10年金利スワップレート（固定受け）を単純平均したもの
19年	ユーロ10年金利スワップレート（固定受け）
24年	ユーロ10年金利スワップレート（固定受け）およびユーロ15年金利スワップレート（固定受け）を単純平均したもの
29年	

(2) 保険契約の型が前厚型のとき

積立利率保証期間	利回り
19年	ユーロ3年金利スワップレート（固定受け）およびユーロ10年金利スワップレート（固定受け）を単純平均したもの
24年	

### 3. 通貨の種類が豪ドルの場合

#### (1) 保険契約の型が定額型のとき

積立利率保証期間	利回り
4年	豪ドル3年金利スワップレート(固定受け)
5年	
6年	
7年	豪ドル5年金利スワップレート(固定受け)
8年	
9年	豪ドル5年金利スワップレート(固定受け)および豪ドル10年金利スワップレート(固定受け)を単純平均したもの
14年	
19年	
24年	豪ドル10年金利スワップレート(固定受け)
29年	

#### (2) 保険契約の型が前厚型のとき

積立利率保証期間	利回り
19年	豪ドル3年金利スワップレート(固定受け)および豪ドル10年金利スワップレート(固定受け)を単純平均したもの
24年	

### 4. 通貨の種類が円の場合

#### (1) 契約日における積立利率保証期間の指標金利

積立利率保証期間	利回り
4年	5年国債の流通利回り
9年	5年国債の流通利回りおよび10年国債の流通利回りを単純平均したもの
14年	10年国債の流通利回り
19年	10年国債の流通利回りおよび15年国債の流通利回りを単純平均したもの
24年	10年国債の流通利回りおよび20年国債の流通利回りを単純平均したもの
29年	

#### (2) 更新後の積立利率保証期間の指標金利

積立利率保証期間	利回り
5年	3年国債の流通利回り
10年	5年国債の流通利回り

#### 備考（別表4） 加重平均インデックス利回り

「加重平均インデックス利回り」とは、つぎの(1)を10%、(2)を90%の割合で加重平均して算出した利回りをいいます。

- (1) Bloomberg USD Treasury/Agency/Supranational/Sovereign Fixed income bond Index A-/A3 or better の構成銘柄のうち残存年数が対象年限の前後1年以内となる銘柄を抽出し、銘柄ごとの時価総額で加重平均して算出した利回り
- (2) Bloomberg USD Senior Industrial/Utility Fixed income bond Index A-/A3 or better の構成銘柄のうち残存年数が対象年限の前後1年以内となる銘柄を抽出し、銘柄ごとの時価総額で加重平均して算出した利回り

(注)・(1)および(2)の利回りの算出において、該当する銘柄が無い場合は、線形補間等により算出します。

- ・(1)および(2)のインデックス名称に変更があった場合、変更後の名称とします。

## 保険料円貨入金特約条項 目次

この特約の概要	第3条 積立利率変動型終身保険（米ドル建）等に付加する場合の特則
第1条 特約の締結	
第2条 特約の適用	

## 保険料円貨入金特約条項

### （この特約の概要）

この特約は、円貨により金銭を払い込み、その金額を主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）における外貨建の一時払保険料に充当する場合の取扱について定めたものです。

### （特約の締結）

第1条 保険契約者は、主契約の締結の際、会社の定める取扱範囲で、この特約を主契約に付加して締結することができます。

### （特約の適用）

第2条 この特約を主契約に付加した場合には、主契約の普通保険約款の規定にかかわらず、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) 会社は、保険契約者が円貨により払い込んだ金銭を外貨に換算し、主契約における外貨建の一時払保険料に充当します。
- (2) 前号の円貨により払い込まれる金額（以下「円貨払込金額」といいます。）の主契約における外貨建の一時払保険料への換算には、円貨払込金額を会社の本社または会社の指定した場所で受領する日（以下「受領日」といいます。また、その日が、会社が指標として指定する金融機関の休業日の場合は、その日の直後に到来するその金融機関の営業日とします。以下同じ。）における会社所定の為替レートを用いるものとします。
- (3) 前号の会社所定の為替レートは、受領日の会社が指標として指定する金融機関が公示する対顧客電信売相場（TTS）（1日のうちに公示の変更があった場合には、その日の最初の公示値とします。）を上回ることはありません。
- (4) 保険契約の締結の際の主契約の基本保険金額は、前2号で換算した外貨建の一時払保険料と同額とします。
- (5) 会社は、保険契約の締結の際に交付する保険証券に円貨払込金額を記載します。

### （積立利率変動型終身保険（米ドル建）等に付加する場合の特則）

第3条 この特約を積立利率変動型終身保険（米ドル建）、積立利率変動型終身保険（ユーロ建）、積立利率変動型終身保険（豪ドル建）、積立利率変動型終身保険（17）（通貨指定型）または積立利率変動型終身保険（20）（通貨指定型）に付加する場合には、前条第4号の規定は適用しません。

## 保険料外貨入金特約条項 目次

この特約の概要

第3条 積立利率変動型終身保険（米ドル建）等に付加する場合の特則

第1条 特約の締結

第2条 特約の適用

## 保険料外貨入金特約条項

(この特約の概要)

この特約は、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）における外貨と異なる外貨により金銭を払い込み、その金額を主契約における外貨建の一時払保険料に充当する場合の取扱について定めたものです。

(特約の締結)

第1条 保険契約者は、主契約の締結の際、会社の定める取扱範囲で、この特約を主契約に付加して締結することができます。

(特約の適用)

第2条 この特約を主契約に付加した場合には、主契約の普通保険約款の規定にかかわらず、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) 会社は、保険契約者が主契約における外貨と異なるつぎの(ア)から(イ)までのうち会社の定める取扱範囲のいずれかの外貨により払い込んだ金銭を主契約における外貨建の一時払保険料に換算し、充当します。
  - (ア) アメリカ合衆国通貨（米ドル）
  - (イ) 欧州単一通貨（ユーロ）
  - (ウ) オーストラリア連邦通貨（豪ドル）
  - (エ) ニュージーランド通貨（ニュージーランドドル）
- (2) 前号の主契約における外貨と異なる外貨により払い込まれる金額（以下「外貨払込金額」といいます。）の主契約における外貨建の一時払保険料への換算には、外貨払込金額を会社の本社または会社の指定した場所で受領する日（以下「受領日」といいます。また、その日が、会社が指標として指定する金融機関の休業日の場合は、その日の直後に到来するその金融機関の営業日とします。以下同じ。）における会社所定の為替レートを用いるものとします。
- (3) 前号の会社所定の為替レートは、受領日の会社が指標として指定する金融機関が公示する保険契約者が払い込む外貨の対顧客電信買相場（TTB）（1日のうちに公示の変更があった場合には、その日の最初の公示値とします。）を主契約における外貨の対顧客電信売相場（TTS）（1日のうちに公示の変更があった場合には、その日の最初の公示値とします。）で除すことによって得られるレートを下回ることはありません。
- (4) 保険契約の締結の際の主契約の基本保険金額は、前2号で換算した主契約における外貨建の一時払保険料と同額とします。
- (5) 会社は、保険契約の締結の際に交付する保険証券に外貨払込金額を記載します。

(積立利率変動型終身保険（米ドル建）等に付加する場合の特則)

第3条 この特約を積立利率変動型終身保険（米ドル建）、積立利率変動型終身保険（ユーロ建）、積立利率変動型終身保険（豪ドル建）、積立利率変動型終身保険（17）（通貨指定型）または積立利率変動型終身保険（20）（通貨指定型）に付加する場合には、前条第4号の規定は適用しません。

## 生存給付金等の円貨支払特約条項 目次

この特約の概要	第7条 主契約に介護年金支払移行特約が付加されている場合の特則
第1条 特約の締結	第8条 主契約に年金支払移行特約が付加された場合の特則
第2条 生存給付金および遺族年金を支払う場合の取扱	第9条 生存給付金付終身保険（通貨指定型）に付加した場合の特則
第3条 満期保険金を支払う場合の取扱	第10条 主契約に目標値到達時円貨建生存給付金付終身保険移行特約が付加されている場合の特則
第4条 特約の解約	
第5条 特約の消滅とみなす場合	
第6条 主約款の規定の準用	

## 生存給付金等の円貨支払特約条項

### (この特約の概要)

この特約は、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）における外貨建の生存給付金、遺族年金および満期保険金を円貨により支払う場合の取扱について定めたものです。

#### (特約の締結)

第1条 保険契約者（主契約の遺族年金の支払事由の発生以後は、遺族年金受取人とします。以下第4条（特約の解約）において同じ。）は、主契約の契約日以後、会社の定める取扱範囲で、この特約を主契約に付加して締結することができます。

#### (生存給付金および遺族年金を支払う場合の取扱)

第2条 この特約を主契約に付加した場合には、主契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）の通貨に関する規定にかかわらず、生存給付金および遺族年金を円貨により支払います。

2. 前項の場合、支払われる生存給付金または遺族年金ごとの支払日（その日が、会社が指標として指定する金融機関の休業日の場合は、その日の直後に到来するその金融機関の営業日とします。以下次項において同じ。）における会社所定の為替レートを用いて生存給付金または遺族年金を円貨に換算します。
3. 前項の会社所定の為替レートは、各支払日の会社が指標として指定する金融機関が公示する対顧客電信買相場（TTB）（1日のうちに公示の変更があった場合には、その日の最初の公示値とします。）を下回ることはできません。

#### (満期保険金を支払う場合の取扱)

第3条 この特約を主契約に付加した場合には、主約款の通貨に関する規定にかかわらず、満期保険金を円貨により支払います。

2. 前項の場合、主契約の保険期間の満了日の翌日（その日が、会社が指標として指定する金融機関の休業日の場合は、その日の直後に到来するその金融機関の営業日とします。以下次項において同じ。）における会社所定の為替レートを用いて満期保険金を円貨に換算します。
3. 前項の会社所定の為替レートは、主契約の保険期間の満了日の翌日の会社が指標として指定する金融機関が公示する対顧客電信買相場（TTB）（1日のうちに公示の変更があった場合には、その日の最初の公示値とします。）を下回ることはできません。

#### (特約の解約)

第4条 保険契約者は、いつでも将来に向って、この特約を解約することができます。

#### (特約の消滅とみなす場合)

第5条 主契約が解約その他の事由によって消滅した場合には、この特約は消滅したものとみなします。

#### (主約款の規定の準用)

第6条 この特約に別段の定めのない場合には、主約款の規定を準用します。

(主契約に介護年金支払移行特約が付加されている場合の特則)

第7条 主契約に介護年金支払移行特約とあわせてこの特約が付加されている場合で、主契約の全部が特約介護年金に移行したときには、この特約は消滅したものとみなします。

(主契約に年金支払移行特約が付加された場合の特則)

第8条 この特約が付加されている主契約に年金支払移行特約が付加された場合には、この特約は消滅したものとみなします。

(生存給付金付終身保険（通貨指定型）に付加した場合の特則)

第9条 この特約を生存給付金付終身保険（通貨指定型）に付加した場合で、主契約の最終回の生存給付金支払日が到来したときには、この特約は消滅したものとみなします。

2. 主契約に生存給付金の支払日指定特則が適用されている場合には、前項の規定は、「生存給付金支払日」を「指定生存給付金支払日」と読み替えて適用します。

(主契約に目標値到達時円貨建生存給付金付終身保険移行特約が付加されている場合の特則)

第10条 主契約に目標値到達時円貨建生存給付金付終身保険移行特約とあわせてこの特約が付加されている場合で、主契約が円貨建の生存給付金付終身保険に移行したときには、この特約は消滅したものとみなします。

## 円貨支払特約条項 目次

### この特約の概要

- 第1条 特約の適用
- 第2条 年金を支払う場合の取扱
- 第3条 死亡給付金等を支払う場合の取扱
- 第4条 年金原資額の一時支払および第2保険期間移行日における積立金額の一時支払の場合の取扱
- 第5条 解約返還金を支払う場合の取扱
- 第6条 繰上げ年金開始により年金を支払う場合の取扱
- 第7条 更新時差額返還金を支払う場合の取扱
- 第8条 その他の返還金を支払う場合の取扱
- 第9条 主約款の規定の準用
- 第10条 主契約に死亡給付金等の年金払特約が付加されている場合の特則
- 第11条 主契約に運用期間中年金支払移行特約等とあわせてこの特約を付加する場合の特則
- 第12条 通貨指定型個人年金保険（16）に付加した場合の特則

- 第13条 年金原資運用実績連動保証型変額個人年金保険（通貨指定型）に付加した場合の特則
- 第14条 主契約に定額終身保険移行特約（移行後通貨指定型）が付加されている場合の特則
- 第15条 主契約に死亡保障抑制期間中死亡時円貨支払額最低保証特約等が付加されている場合の特則
- 第16条 生存給付金付養老保険（通貨指定型）に付加した場合の特則
- 第17条 予定利率変動型外貨建終身保険（低解約返還金型）に付加した場合の特則
- 第18条 主契約に介護年金支払移行特約が付加されている場合の特則
- 第19条 積立利率変動型終身保険（20）（通貨指定型）に付加した場合の特則
- 第20条 主契約に生存給付金の円換算額上限設定特約が付加されている場合の取扱
- 第21条 主契約に保険金等のすえ置特約が付加されている場合の取扱
- 第22条 予定利率変動型外貨建個人年金保険に付加した場合の特則

## 円貨支払特約条項

### （この特約の概要）

この特約は、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）および主契約に付加されている特約における外貨建の年金、死亡給付金または死亡保険金（以下「死亡給付金等」といいます。）および解約返還金等を円貨により支払う場合の取扱について定めたものです。

#### （特約の適用）

第1条 この特約は、主契約および主契約に付加されている特約における外貨建の年金、死亡給付金等および解約返還金等を円貨により支払う場合に適用します。

#### （年金を支払う場合の取扱）

第2条 第1回の年金の請求に際して、年金受取人から申出があり、かつ、会社が承諾した場合には、主契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）の通貨に関する規定にかかわらず、年金を円貨により支払います。この場合、以後外貨により年金を支払うことはありません。

2. 前項の場合、主約款の規定にかかわらず、年金額（年金の種類が確定年金（支払額指定型）の場合の年金額を除きます。）は、年金支払開始日または請求に必要な書類が会社の本社または会社の指定した場所に到着した日のいずれか遅い日（その日が、会社が指標として指定する金融機関の休業日の場合は、その日の直後に到来するその金融機関の営業日とします。以下次項において同じ。）における会社所定の為替レートを用いて年金原資額（主契約に終身保険移行特則が適用されており、主契約の一部を終身保険に移行する場合、終身保険に移行しない部分の年金原資額とします。）を円貨に換算した金額（以下「円換算年金原資額」といいます。）をもとに、年金支払開始日におけるこの特約を適用した場合の会社の定める率により計算した金額とします。

3. 前項の会社所定の為替レートは、年金支払開始日または請求に必要な書類が会社の本社または会社の指定した場所に到着した日のいずれか遅い日の会社が指標として指定する金融機関が公示する対顧客電信買相場（TTB）（1日のうちに公示の変更があった場合には、その日の最初の公示値とします。）を下回ること

はありません。

4. つぎの各号の場合には、年金の支払を行なわず、円換算年金原資額を保険契約者に支払います。
  - (1) 第2項の規定により計算された年金額が会社の定める金額に満たないとき。
  - (2) 年金の種類が確定年金または確定年金（支払額指定型）の場合で、年金支払期間中に支払われるべき円貨の年金の合計額が円換算年金原資額に満たないとき。
5. 第2項の規定により計算された年金額が会社の定める金額をこえることとなる場合には、円換算年金原資額のうちそのこえる部分に対応する金額を保険契約者に支払います。

**(死亡給付金等を支払う場合の取扱)**

- 第3条 死亡給付金等の請求に際して、死亡給付金等の受取人から申出があり、かつ、会社が承諾した場合には、主約款の通貨に関する規定にかかわらず、死亡給付金等を円貨により支払います。
2. 前項の場合、請求に必要な書類が会社の本社または会社の指定した場所に到着した日（その日が、会社が指標として指定する金融機関の休業日の場合は、その日の直後に到来するその金融機関の営業日とします。以下次項において同じ。）における会社所定の為替レートを用いて死亡給付金等を円貨に換算します。
  3. 前項の会社所定の為替レートは、請求に必要な書類が会社の本社または会社の指定した場所に到着した日の会社が指標として指定する金融機関が公示する対顧客電信買相場（TTB）（1日のうちに公示の変更があった場合には、その日の最初の公示値とします。）を下回ることはできません。

**(年金原資額の一時支払および第2保険期間移行日における積立金額の一時支払の場合の取扱)**

- 第4条 年金支払開始日における年金原資額の一時支払または第2保険期間移行日における積立金額の一時支払の請求に際して、主約款においてこれらの請求ができる者として定められている者から申出があり、かつ、会社が承諾した場合には、主約款の通貨に関する規定にかかわらず、年金原資額（主契約に終身保険移行特則が適用されており、主契約の一部を終身保険に移行する場合、終身保険に移行しない部分の年金原資額とします。以下本条において同じ。）または第2保険期間移行日の前日末の積立金額を円貨により支払います。
2. 前項の場合、年金支払開始日もしくは第2保険期間移行日または請求に必要な書類が会社の本社または会社の指定した場所に到着した日のいずれか遅い日（その日が、会社が指標として指定する金融機関の休業日の場合は、その日の直後に到来するその金融機関の営業日とします。以下次項において同じ。）における会社所定の為替レートを用いて年金原資額または第2保険期間移行日の前日末の積立金額を円貨に換算します。
  3. 前項の会社所定の為替レートは、年金支払開始日もしくは第2保険期間移行日または請求に必要な書類が会社の本社または会社の指定した場所に到着した日のいずれか遅い日の会社が指標として指定する金融機関が公示する対顧客電信買相場（TTB）（1日のうちに公示の変更があった場合には、その日の最初の公示値とします。）を下回ることはできません。

**(解約返還金を支払う場合の取扱)**

- 第5条 主契約および特約の解約または基本保険金額もしくは移行後基本保険金額の減額の請求に際して、保険契約者から申出があり、かつ、会社が承諾した場合には、主約款および各特約条項の通貨に関する規定にかかわらず、解約返還金（減額の場合の返還金を含みます。以下本条において同じ。）を円貨により支払います。
2. 前項の場合、請求に必要な書類が会社の本社または会社の指定した場所に到着した日（その日が、会社が指標として指定する金融機関の休業日の場合は、その日の直後に到来するその金融機関の営業日とします。以下次項において同じ。）における会社所定の為替レートを用いて解約返還金を円貨に換算します。
  3. 前項の会社所定の為替レートは、請求に必要な書類が会社の本社または会社の指定した場所に到着した日の会社が指標として指定する金融機関が公示する対顧客電信買相場（TTB）（1日のうちに公示の変更があった場合には、その日の最初の公示値とします。）を下回ることはできません。

**(繰上げ年金開始により年金を支払う場合の取扱)**

- 第6条 繰上げ年金開始による第1回の年金の請求に際して、年金受取人から申出があり、かつ、会社が承諾した場合には、主約款の通貨に関する規定にかかわらず、年金を円貨により支払います。この場合、以後外貨により年金を支払うことはありません。
2. 前項の場合、主約款の規定にかかわらず、年金額（年金の種類が確定年金（支払額指定型）の場合の年金額を除きます。）は、繰上げ後の年金支払開始日（その日が、会社が指標として指定する金融機関の休業

日の場合は、その日の直後に到来するその金融機関の営業日とします。以下次項において同じ。)における会社所定の為替レートを用いて繰上げ後の年金支払開始日の前日における解約返還金額を円貨に換算した金額(以下「繰上げ年金開始時の円換算年金原資額」といいます。)をもとに、繰上げ後の年金支払開始日におけるこの特約を適用した場合の会社の定める率により計算した金額とします。

3. 前項の会社所定の為替レートは、繰上げ後の年金支払開始日の会社が指標として指定する金融機関が公示する対顧客電信買相場(TTB)(1日のうちに公示の変更があった場合には、その日の最初の公示値とします。)を下回ることはありません。
4. つぎの各号の場合には、繰上げ年金開始は行いません。この場合、会社は、その旨を保険契約者に書面によって通知します。
  - (1) 第2項の規定により計算された年金額が会社の定める金額に満たないとき。
  - (2) 年金の種類が確定年金または確定年金(支払額指定型)の場合で、年金支払期間中に支払われるべき円貨の年金の合計額が繰上げ年金開始時の円換算年金原資額に満たないとき。
5. 第2項の規定により計算された年金額が会社の定める金額をこえることとなる場合には、繰上げ年金開始時の円換算年金原資額のうちそのこえる部分に対応する金額を保険契約者に支払います。

#### (更新時差額返還金を支払う場合の取扱)

第7条 主約款の規定により積み立てられている更新時差額返還金の請求に際して、保険契約者(死亡保険金とともに支払われる場合については死亡保険金受取人とします。)から申出があり、かつ、会社が承諾した場合には、主約款の通貨に関する規定にかかわらず、更新時差額返還金を円貨により支払います。

2. 前項の場合、請求に必要な書類が会社の本社または会社の指定した場所に到着した日(その日が、会社が指標として指定する金融機関の休業日の場合は、その日の直後に到来するその金融機関の営業日とします。以下次項において同じ。)における会社所定の為替レートを用いて更新時差額返還金を円貨に換算します。
3. 前項の会社所定の為替レートは、請求に必要な書類が会社の本社または会社の指定した場所に到着した日の会社が指標として指定する金融機関が公示する対顧客電信買相場(TTB)(1日のうちに公示の変更があった場合には、その日の最初の公示値とします。)を下回ることはありません。

#### (他の返還金を支払う場合の取扱)

第8条 主約款の規定により、積立金その他の返還金(以下「他の返還金」といいます。)を払い戻す場合に、保険契約者から申出があり、かつ、会社が承諾した場合には、主約款の通貨に関する規定にかかわらず、他の返還金を円貨により支払います。

2. 前項の場合、その支払日における会社所定の為替レートを用いて他の返還金を円貨に換算します。
3. 前項の会社所定の為替レートは、他の返還金の支払日の会社が指標として指定する金融機関が公示する対顧客電信買相場(TTB)(1日のうちに公示の変更があった場合には、その日の最初の公示値とします。)を下回ることはありません。

#### (主約款の規定の準用)

第9条 この特約に別段の定めのない場合には、主約款の規定を準用します。

#### (主契約に死亡給付金等の年金払特約が付加されている場合の特則)

第10条 主契約に死亡給付金等の年金払特約が付加されている場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) 第1回の特約年金の請求に際して、特約年金受取人から申出があり、かつ、会社が承諾した場合には、主約款の通貨に関する規定にかかわらず、特約年金を円貨により支払います。この場合、以後外貨により特約年金を支払うことはありません。
- (2) 前号の場合、死亡給付金等の年金払特約条項第2条(特約年金の支払)第2項の規定にかかわらず、特約年金額は、請求に必要な書類が会社の本社または会社の指定した場所に到着した日(その日が、会社が指標として指定する金融機関の休業日の場合は、その日の直後に到来するその金融機関の営業日とします。以下第4号において同じ。)における会社所定の為替レートを用いて主約款および各特約条項の規定により支払われることとなる死亡給付金等を円貨に換算した金額(以下「円換算死亡給付金額等」といいます。)をもとに、第1回の特約年金の支払日におけるこの特約を適用した場合の会社の定める率により計算した金額とします。ただし、特約年金受取人が2人以上であるときは、各特約年金受取人について、死亡給付金等の受取割合に応じて計算された金額をもとに、それぞれ特約年金額を定めます。
- (3) 前号の規定により計算された特約年金額が会社の定める金額に満たないときは、第1号の規定にかか

わらず、会社は、円換算死亡給付金額等（特約年金受取人が2人以上であるときは、円換算死亡給付金額等のうちその特約年金を受け取るべき特約年金受取人に対応する金額とします。）を一時に支払います。この場合、死亡給付金等の年金払特約（特約年金受取人が2人以上であるときは、当該特約年金受取人に対応する部分とします。）は、消滅します。

- (4) 第2号の会社所定の為替レートは、請求に必要な書類が会社の本社または会社の指定した場所に到着した日の会社が指標として指定する金融機関が公示する対顧客電信賃相場（TTB）（1日のうちに公示の変更があった場合には、その日の最初の公示値とします。）を下回ることはありません。

2. この特約を定期支払金付積立利率変動型終身保険（通貨指定型）もしくは年金原資保証型変額個人年金保険（通貨指定型）に付加した場合またはこの特約とあわせて主契約に積立金の規則的引出特約が付加されている場合で、死亡給付金等の支払事由が生じた後に支払われた定期支払金、定期給付金、運用成果払出し金または規則的引出金があるときには、前項に定める会社所定の為替レートを用いて、主約款の規定により支払われることとなる主契約の死亡給付金等の額から主約款または特約条項の規定に定めるその定期支払金、定期給付金、運用成果払出し金または規則的引出金の額を差し引いた額を円貨に換算した金額を円換算死亡給付金額等とし、前項の規定を適用します。

3. この特約とあわせて主契約に定期支払金の分割払特約が付加されている場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) 定期支払金の分割払特約条項の規定による支払事由の生じた定期支払金の未払分割払金がある場合には、第1項に定める会社所定の為替レートを用いて、主約款の規定により支払われることとなる主契約の死亡給付金等の額に特約条項の規定に定めるその未払分割払金の現価の全額を加えた額を円貨に換算した金額を円換算死亡給付金額等とし、第1項の規定を適用します。

- (2) 死亡給付金等の支払事由が生じた後に到来する定期支払日における定期支払金について支払われた分割払金がある場合には、第1項に定める会社所定の為替レートを用いて、主約款の規定により支払われることとなる主契約の死亡給付金等の額から特約条項の規定に定めるその分割払金額を差し引いた額を円貨に換算した金額を円換算死亡給付金額等とし、第1項の規定を適用します。

4. この特約を積立利率変動型終身保険（米ドル建）、積立利率変動型終身保険（ユーロ建）または積立利率変動型終身保険（豪ドル建）に付加した場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) 主約款の規定により更新時差額返還金が積み立てられている場合には、第1項に定める会社所定の為替レートを用いて、主約款の規定により支払われることとなる主契約の死亡給付金等の額にその更新時差額返還金の全額を加えた額を円貨に換算した金額を円換算死亡給付金額等とし、第1項の規定を適用します。

- (2) 死亡給付金等の支払事由が生じた後に積立利率保証期間更新日が到来して更新時差額返還金があった場合で、保険契約者からの請求によりその更新時差額返還金が支払われたときには、第1項に定める会社所定の為替レートを用いて、主約款の規定により支払われることとなる主契約の死亡給付金等の額から主約款の規定に定めるその更新時差額返還金の額を差し引いた額を円貨に換算した金額を円換算死亡給付金額等とし、第1項の規定を適用します。

5. この特約とあわせて主契約に生存給付金の円換算額上限設定特約が付加されている場合で、生存給付金の円換算額上限設定特約条項に定める特約の型がA型かつ同特約条項の規定により繰越準備金が積み立てられているときには、生存給付金の円換算額上限設定特約条項第9条（主契約に円貨支払特約が適用される場合の特則）に定める死亡保険金の額を円換算死亡給付金額等とし、第1項の規定を適用します。

6. この特約とあわせて主契約に目標値到達時円貨建生存給付金付終身保険移行特約が付加されている場合で、死亡給付金等の支払事由が生じた後に主契約が円貨建の生存給付金付終身保険に移行し、支払われた移行時差額返還金があるときには、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) 主約款および各特約条項の規定により支払われることとなる死亡給付金等の額を第1項に定める会社所定の為替レートを用いて円貨に換算した金額からその移行時差額返還金の額を差し引いた額を円換算死亡給付金額等とし、第1項の規定を適用します。

- (2) この特約とあわせて主契約に生存給付金の円換算額上限設定特約が付加されている場合で、生存給付金の円換算額上限設定特約条項に定める特約の型がA型かつ同特約条項の規定により繰越準備金が積み立てられているときには、前号の規定にかかわらず、生存給付金の円換算額上限設定特約条項第9条に定める死亡保険金の額からその移行時差額返還金の額を差し引いた額を円換算死亡給付金額等とし、第1項の規定を適用します。

7. この特約とあわせて主契約に保険金等のすえ置特約が付加されている場合で、保険金等のすえ置特約条項の規定によりすえ置の型がB型となる保険金等がすえ置かれているときには、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) 主約款の規定により支払われることとなる主契約の死亡給付金等の額にそのすえ置かれている保険金等の元利金を加えた額を円貨に換算した金額を円換算死亡給付金額等とし、第1項の規定を適用します。
- (2) 死亡給付金等の支払事由が生じた後に支払われた定期支払金、定期給付金または運用成果払出金がある場合には、前号の規定は、「そのすえ置かれている保険金等の元利金を加えた額」を「そのすえ置かれている保険金等の元利金を加えた額からその定期支払金、定期給付金または運用成果払出金の額を差し引いた額」と読み替えて適用します。
- (3) この特約とあわせて主契約に定期支払金の分割払特約が付加されている場合には、つぎのとおり取り扱います。
  - (ア) 定期支払金の分割払特約条項の規定による支払事由の生じた定期支払金の未払分割払金がある場合には、第1号の規定は、「そのすえ置かれている保険金等の元利金」を「そのすえ置かれている保険金等の元利金およびその未払分割払金の現価の全額」と読み替えて適用します。
  - (イ) 死亡給付金等の支払事由が生じた後に到来する定期支払日における定期支払金について支払われた分割払金がある場合には、第1号の規定は、「そのすえ置かれている保険金等の元利金を加えた額」を「そのすえ置かれている保険金等の元利金を加えた額からその分割払金額を差し引いた額」と読み替えて適用します。

(主契約に運用期間中年金支払移行特約等とあわせてこの特約を付加する場合の特則)

第11条 主契約に運用期間中年金支払移行特約または年金支払移行特約とあわせてこの特約を付加する場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) 第1回の特約年金の請求に際して、特約年金受取人から申出があり、かつ、会社が承諾した場合には、主約款の通貨に関する規定にかかわらず、特約年金を円貨により支払います。この場合、以後外貨により特約年金を支払うことはありません。
- (2) 前号の場合、運用期間中年金支払移行特約条項第3条（特約年金額の計算）または年金支払移行特約条項第3条（特約年金額の計算）の規定にかかわらず、特約年金額は、特約年金支払開始日（その日が、会社が指標として指定する金融機関の休業日の場合は、その日の直後に到来するその金融機関の営業日とします。以下次号において同じ。）における会社所定の為替レートを用いて特約年金原資額を円貨に換算した金額（以下「円換算特約年金原資額」といいます。）をもとに、特約年金支払開始日におけるこの特約を適用した場合の会社の定める率により計算した金額とします。
- (3) 前号の会社所定の為替レートは、特約年金支払開始日の会社が指標として指定する金融機関が公示する対顧客電信買相場（TTB）（1日のうちに公示の変更があった場合には、その日の最初の公示値とします。）を下回ることはありません。
- (4) つぎの(ア)および(イ)の場合には、この特約の適用は行いません。この場合、会社は、その旨を保険契約者に書面によって通知します。
  - (ア) 第2号の規定により計算された特約年金額が会社の定める金額に満たないとき。
  - (イ) 年金支払期間中に支払われるべき円貨の特約年金の合計額が円換算特約年金原資額に満たないとき。
2. この特約とあわせて主契約に生存給付金の円換算額上限設定特約が付加されている場合で、生存給付金の円換算額上限設定特約条項に定める特約の型がA型かつ同特約条項の規定により繰越準備金が積み立てられているときには、特約年金支払開始日の前日における主契約の解約返還金を前項に定める会社所定の為替レートを用いて円貨に換算した金額に特約年金支払開始日の前日における繰越準備金を加えた額を円換算特約年金原資額とし、前項の規定を適用します。
3. 前項の場合で、主契約に生存給付金の支払日指定特則が適用されており、主約款の規定により生存給付金積立金が積み立てられているときには、前項の規定は、「特約年金支払開始日の前日における主契約の解約返還金」を「特約年金支払開始日の前日における主約款第21条（解約返還金）に定める解約返還金に同日における生存給付金積立金を加えた金額」と読み替えて適用します。

(通貨指定型個人年金保険（16）に付加した場合の特則)

第12条 この特約を通貨指定型個人年金保険（16）に付加した場合には、第2条（年金を支払う場合の取扱）の規定は適用しません。

2. この特約を通貨指定型個人年金保険（16）に付加した場合には、前条までに定めるほか、つぎの各号のとおり取り扱います。
  - (1) 年金（支払額が死亡時保証金額である場合に限ります。）の支払の請求または年金の一括払の請求に際して、年金受取人から申出があり、かつ、会社が承諾した場合には、主約款の通貨に関する規定にかかわらず、死亡時保証金額または年金の一括払をしたときの支払額を円貨により支払います。この場合、

つぎの(ア)および(イ)のとおり取り扱います。

- (ア) 請求に必要な書類が会社の本社または会社の指定した場所に到着した日（その日が、会社が指標として指定する金融機関の休業日の場合は、その日の直後に到来するその金融機関の営業日とします。以下(イ)において同じ。）における会社所定の為替レートを用いて死亡時保証金額または年金の一括払をしたときの支払額を円貨に換算します。
- (イ) 前(ア)の会社所定の為替レートは、請求に必要な書類が会社の本社または会社の指定した場所に到着した日の会社が指標として指定する金融機関が公示する対顧客電信買相場（TTB）（1日のうちに公示の変更があった場合には、その日の最初の公示値とします。）を下回ることはありません。
- (2) 死亡時増額期間満了時における未払年金の現価の一時支払の請求に際して、年金受取人から申出があり、かつ、会社が承諾した場合には、主約款の通貨に関する規定にかかわらず、死亡時増額期間満了時における未払年金の現価を円貨により支払います。この場合、つぎの(ア)および(イ)のとおり取り扱います。
- (ア) 死亡時増額期間の満了日の翌日または請求に必要な書類が会社の本社または会社の指定した場所に到着した日のいずれか遅い日（その日が、会社が指標として指定する金融機関の休業日の場合は、その日の直後に到来するその金融機関の営業日とします。以下(イ)において同じ。）における会社所定の為替レートを用いて死亡時増額期間満了時における未払年金の現価を円貨に換算します。
- (イ) 前(ア)の会社所定の為替レートは、死亡時増額期間の満了日の翌日または請求に必要な書類が会社の本社または会社の指定した場所に到着した日のいずれか遅い日の会社が指標として指定する金融機関が公示する対顧客電信買相場（TTB）（1日のうちに公示の変更があった場合には、その日の最初の公示値とします。）を下回ることはありません。

#### （年金原資運用実績連動保証型変額個人年金保険（通貨指定型）に付加した場合の特則）

第13条 この特約を年金原資運用実績連動保証型変額個人年金保険（通貨指定型）に付加した場合には、第2条（年金を支払う場合の取扱）および第11条（主契約に運用期間中年金支払移行特約等とあわせてこの特約を付加する場合の特則）の規定は適用しません。

2. この特約を年金原資運用実績連動保証型変額個人年金保険（通貨指定型）に付加した場合には、前条までに定めるほか、つぎの各号のとおり取り扱います。
- (1) 年金（支払額が残余年金支払期間の未払年金の現価である場合に限ります。）の支払の請求または年金の一括払の請求に際して、年金受取人から申出があり、かつ、会社が承諾した場合には、主約款の通貨に関する規定にかかわらず、残余年金支払期間の未払年金の現価または年金の一括払をしたときの支払額を円貨により支払います。
  - (2) 前号の場合、つぎの(ア)および(イ)のとおり取り扱います。
    - (ア) 請求に必要な書類が会社の本社または会社の指定した場所に到着した日（その日が、会社が指標として指定する金融機関の休業日の場合は、その日の直後に到来するその金融機関の営業日とします。以下(イ)において同じ。）における会社所定の為替レートを用いて残余年金支払期間の未払年金の現価または年金の一括払をしたときの支払額を円貨に換算します。
    - (イ) 前(ア)の会社所定の為替レートは、請求に必要な書類が会社の本社または会社の指定した場所に到着した日の会社が指標として指定する金融機関が公示する対顧客電信買相場（TTB）（1日のうちに公示の変更があった場合には、その日の最初の公示値とします。）を下回ることはありません。
3. この特約を運用期間中年金支払移行特約または年金支払移行特約が付加されている年金原資運用実績連動保証型変額個人年金保険（通貨指定型）にあわせて付加した場合には、特約年金（支払額が残余年金支払期間の未払特約年金の現価である場合に限ります。）の支払の請求または特約年金の一括払の請求について、前項の規定を準用します。

#### （主契約に定額終身保険移行特約（移行後通貨指定型）が付加されている場合の特則）

第14条 主契約に定額終身保険移行特約（移行後通貨指定型）が付加されている場合には、第3条（死亡給付金等を支払う場合の取扱）第1項、第8条（その他の返還金を支払う場合の取扱）第1項、第10条（主契約に死亡給付金等の年金払特約が付加されている場合の特則）第1項第1号および第11条（主契約に運用期間中年金支払移行特約等とあわせてこの特約を付加する場合の特則）の規定は、「主約款」を「主約款および定額終身保険移行特約（移行後通貨指定型）条項」と読み替えて適用します。

2. 前項の規定にかかわらず、この特約を年金原資運用実績連動保証型変額個人年金保険（通貨指定型）に付加した場合には、前条の規定により第11条の規定は適用しません。

(主契約に死亡保障抑制期間中死亡時円貨支払額最低保証特約等が付加されている場合の特則)

第15条 主契約に死亡保障抑制期間中死亡時円貨支払額最低保証特約または保障抑制期間中保険金円貨支払額最低保証特約が付加されている場合には、第3条（死亡給付金等を支払う場合の取扱）および第10条（主契約に死亡給付金等の年金払特約が付加されている場合の特則）の規定は適用しません。

(生存給付金付養老保険（通貨指定型）に付加した場合の特則)

第16条 この特約を生存給付金付養老保険（通貨指定型）に付加した場合には、第2条（年金を支払う場合の取扱）の規定は適用しません。

2. この特約を生存給付金付養老保険（通貨指定型）に付加した場合には、前条までに定めるほか、つぎの各号のとおり取り扱います。

(1) 遺族年金の一括払の請求に際して、遺族年金受取人から申出があり、かつ、会社が承諾した場合には、主約款の通貨に関する規定にかかわらず、遺族年金の一括払をしたときの支払額を円貨により支払います。

(2) 前号の場合、つぎの(ア)および(イ)のとおり取り扱います。

(ア) 請求に必要な書類が会社の本社または会社の指定した場所に到着した日（その日が、会社が指標として指定する金融機関の休業日の場合は、その日の直後に到来するその金融機関の営業日とします。以下(イ)において同じ。）における会社所定の為替レートを用いて遺族年金の一括払をしたときの支払額を円貨に換算します。

(イ) 前(ア)の会社所定の為替レートは、請求に必要な書類が会社の本社または会社の指定した場所に到着した日の会社が指標として指定する金融機関が公示する対顧客電信買相場（TTB）（1日のうちに公示の変更があった場合には、その日の最初の公示値とします。）を下回ることはありません。

(予定利率変動型外貨建終身保険（低解約返還金型）に付加した場合の特則)

第17条 この特約を予定利率変動型外貨建終身保険（低解約返還金型）に付加した場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

(1) 主約款の規定により、死亡保険金を支払う際に死亡保険金とともに死亡保険金受取人に払い戻される返還金について、第3条（死亡給付金等を支払う場合の取扱）の規定を準用します。

(2) 第5条（解約返還金を支払う場合の取扱）第1項の規定は、「基本保険金額もしくは移行後基本保険金額の減額」を「保険料の減額もしくは第2保険期間死亡保険金額の減額」と、「解約返還金（減額の場合の返還金を含みます。以下本条において同じ。）」を「解約返還金（減額の場合の返還金を含み、解約返還金とともに支払われる返還金も含みます。以下本条において同じ。）」と読み替えて適用します。

(3) 前条までに定めるほか、保険契約の失効による返還金について、つぎのとおり取り扱います。

(ア) 保険契約の失効による返還金の請求に際して、保険契約者から申出があり、かつ、会社が承諾した場合には、主約款の通貨に関する規定にかかわらず、当該返還金を円貨により支払います。

(イ) 前(ア)の場合、主約款の規定により保険契約が効力を失った日（その日が、会社が指標として指定する金融機関の休業日の場合は、その日の直後に到来するその金融機関の営業日とします。以下本号において同じ。）における会社所定の為替レートを用いて当該返還金を円貨に換算します。

(ウ) 前(イ)の会社所定の為替レートは、主約款の規定により保険契約が効力を失った日の会社が指標として指定する金融機関が公示する対顧客電信買相場（TTB）（1日のうちに公示の変更があった場合には、その日の最初の公示値とします。）を下回ることはありません。

(4) この特約を保険料円貨払込特約（平準払用）が付加されている予定利率変動型外貨建終身保険（低解約返還金型）にあわせて付加した場合には、第2号の規定にかかわらず、第5条第1項の規定は、「基本保険金額もしくは移行後基本保険金額の減額」を「保険料もしくは保険料円貨払込金額の減額もしくは第2保険期間死亡保険金額の減額」と、「解約返還金（減額の場合の返還金を含みます。以下本条において同じ。）」を「解約返還金（減額の場合の返還金を含み、解約返還金とともに支払われる返還金も含みます。以下本条において同じ。）」と読み替えて適用します。

(5) この特約を年金支払移行特約（平準払用）が付加されている予定利率変動型外貨建終身保険（低解約返還金型）にあわせて付加した場合には、つぎのとおり取り扱います。

(ア) 第8条（その他の返還金を支払う場合の取扱）第1項の規定は、「主約款の規定」を「主約款または年金支払移行特約（平準払用）条項の規定」と、「保険契約者」を「保険契約者または特約年金受取人」と読み替えて適用します。

(イ) 前条までに定めるほか、特約年金（支払額が残余年金支払期間の未払特約年金の現価、残余保証期間の未払特約年金の現価または死亡時保証金額である場合に限ります。）の支払の請求または特約年金

の一括払の請求に際して、特約年金受取人から申出があり、かつ、会社が承諾した場合には、主約款の通貨に関する規定にかかわらず、残余年金支払期間の未払特約年金の現価、残余保証期間の未払特約年金の現価もしくは死亡時保証金額または特約年金の一括払をしたときの支払額を円貨により支払います。

- (ウ) 前(イ)の場合、請求に必要な書類が会社の本社または会社の指定した場所に到着した日（その日が、会社が指標として指定する金融機関の休業日の場合は、その日の直後に到来するその金融機関の営業日とします。以下本号において同じ。）における会社所定の為替レートを用いて、残余年金支払期間の未払特約年金の現価、残余保証期間の未払特約年金の現価もしくは死亡時保証金額または特約年金の一括払をしたときの支払額を円貨に換算します。
- (エ) 前(ウ)の会社所定の為替レートは、請求に必要な書類が会社の本社または会社の指定した場所に到着した日の会社が指標として指定する金融機関が公示する対顧客電信買相場（TTB）（1日のうちに公示の変更があった場合には、その日の最初の公示値とします。）を下回ることはありません。

#### （主契約に介護年金支払移行特約が付加されている場合の特則）

第18条 主契約に介護年金支払移行特約が付加されている場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) 第1回の特約介護年金の請求に際して、特約介護年金受取人（特約介護年金受取人に特約介護年金の請求を自ら行なうことができない特別な事情がある場合には介護年金支払移行特約条項に定める代理人とします。）から申出があり、かつ、会社が承諾した場合には、主約款の通貨に関する規定にかかわらず、特約介護年金を円貨により支払います。この場合、つぎのとおり取り扱います。
  - (ア) 特約介護年金額の計算においては、第11条（主契約に運用期間中年金支払移行特約等とあわせてこの特約を付加する場合の特則）第1項第2号および同条同項第3号の規定を準用します。
  - (イ) 前(ア)の規定により計算された特約基本介護年金額が会社の定める金額に満たない場合には、この特約の適用は行いません。この場合、会社は、その旨を特約介護年金受取人に書面によって通知します。
  - (ウ) 前(ア)の規定により計算された特約基本介護年金額が会社の定める金額をこえることとなる場合には、円換算特約介護年金原資額のうちそのこえる部分に対応する金額を特約介護年金受取人に支払います。
  - (エ) この特約とあわせて主契約に生存給付金の円換算額上限設定特約が付加されている場合で、生存給付金の円換算額上限設定特約条項に定める特約の型がA型かつ同特約条項の規定により繰越準備金が積み立てられているときには、第11条第2項の規定を準用します。
  - (オ) 前(エ)の場合で、主契約に生存給付金の支払日指定特則が適用されており、主約款の規定により生存給付金積立金が積み立てられているときには、第11条第3項の規定を準用します。
- (2) 第1回の特約介護年金の請求後、特約介護年金（支払額が残余保証期間の未払特約介護年金の現価または死亡時保証金額である場合に限ります。）の支払の請求または特約介護年金の一括払の請求に際して、特約介護年金受取人（特約介護年金受取人に特約介護年金の請求を自ら行なうことができない特別な事情がある場合には介護年金支払移行特約条項に定める代理人とします。）から申出があり、かつ、会社が承諾した場合には、主約款の通貨に関する規定にかかわらず、残余保証期間の未払特約介護年金の現価もしくは死亡時保証金額または特約介護年金の一括払をしたときの支払額を円貨により支払います。この場合、前条第5号の規定を準用します。
- (3) 第8条（その他の返還金を支払う場合の取扱）第1項の規定は、「主約款の規定」を「主約款または介護年金支払移行特約条項の規定」と、「保険契約者」を「保険契約者または特約介護年金受取人（特約介護年金受取人に特約介護年金の請求を自ら行なうことができない特別な事情がある場合には介護年金支払移行特約条項に定める代理人とします。）」と読み替えて適用します。
- (4) 介護年金支払移行特約とあわせて主契約に定額終身保険移行特約（移行後通貨指定型）が付加されている場合には、つぎのとおり取り扱います。
  - (ア) 第1号および第2号の規定は、「主約款」を「主約款または定額終身保険移行特約（移行後通貨指定型）条項」と読み替えて適用します。
  - (イ) 第14条（主契約に定額終身保険移行特約（移行後通貨指定型）が付加されている場合の特則）第1項および前号の規定にかかわらず、第8条第1項の規定は、「主約款の規定」を「主約款または定額終身保険移行特約（移行後通貨指定型）条項もしくは介護年金支払移行特約条項の規定」と、「主約款の通貨」を「主約款または定額終身保険移行特約（移行後通貨指定型）条項の通貨」と、「保険契約者」を「保険契約者または特約介護年金受取人（特約介護年金受取人に特約介護年金の請求を自ら行なうことができない特別な事情がある場合には介護年金支払移行特約条項に定める代理人とします。）」と

読み替えて適用します。

(積立利率変動型終身保険 (20) (通貨指定型) に付加した場合の特則)

第19条 この特約を積立利率変動型終身保険 (20) (通貨指定型) に付加した場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) 第3条 (死亡給付金等を支払う場合の取扱) および第10条 (主契約に死亡給付金等の年金払特約が付加されている場合の特則) の規定は、認知症介護保険金を支払う場合に準用します。
- (2) 前号の場合で主契約の規定により認知症介護保険金について代理請求が行なわれるときは、第3条の規定は、「死亡給付金等の受取人」を「主約款に定める代理人」と、第10条の規定は、「特約年金受取人」を「主約款に定める代理人」と読み替えて適用します。

(主契約に生存給付金の円換算額上限設定特約が付加されている場合の取扱)

第20条 主契約に生存給付金の円換算額上限設定特約が付加されている場合で、生存給付金の円換算額上限設定特約条項の規定により、最終回の生存給付金支払日に対象額から上限額指定通貨換算額を差し引いた金額を支払う際に、保険契約者から申出があり、かつ、会社が承諾したときは、当該金額を円貨により支払います。この場合、第8条 (その他の返還金を支払う場合の取扱) の規定を準用します。

(主契約に保険金等のすえ置特約が付加されている場合の取扱)

第21条 主契約に保険金等のすえ置特約が付加されている場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) すえ置期間の満了 (保険金等のすえ置特約条項に定めるすえ置の型がA型の場合に限ります。) により、同特約条項の規定によりすえ置かれている保険金等の元利金を支払う際に、保険金等の受取人から申出があり、かつ、会社が承諾した場合には、主約款および各特約条項の通貨に関する規定にかかわらず、すえ置かれている保険金等の元利金を円貨により支払います。この場合、つぎのとおり取り扱います。
  - (ア) すえ置期間の満了日の翌日 (その日が、会社が指標として指定する金融機関の休業日の場合は、その日の直後に到来するその金融機関の営業日とします。以下本号において同じ。) における会社所定の為替レートを用いてすえ置かれている保険金等の元利金を円貨に換算します。
  - (イ) 前(ア)の会社所定の為替レートは、すえ置期間の満了日の翌日の会社が指標として指定する金融機関が公示する対顧客電信買相場 (TTB) (1日のうちに公示の変更があった場合には、その日の最初の公示値とします。) を下回ることはありません。
- (2) 保険金等のすえ置特約条項の規定によりすえ置かれている保険金等の請求に際して、保険金等の受取人から申出があり、かつ、会社が承諾した場合には、主約款および各特約条項の通貨に関する規定にかかわらず、すえ置かれている保険金等の元利金を円貨により支払います。この場合、つぎのとおり取り扱います。
  - (ア) すえ置かれている保険金等の請求を会社が受け付けた日 (その日が、会社が指標として指定する金融機関の休業日の場合は、その日の直後に到来するその金融機関の営業日とします。以下本号において同じ。) における会社所定の為替レートを用いてすえ置かれている保険金等の元利金を円貨に換算します。
  - (イ) 前(ア)の会社所定の為替レートは、すえ置かれている保険金等の請求を会社が受け付けた日の会社が指標として指定する金融機関が公示する対顧客電信買相場 (TTB) (1日のうちに公示の変更があった場合には、その日の最初の公示値とします。) を下回ることはありません。
- (3) すえ置期間中に保険金等の受取人が死亡したことにより、保険金等のすえ置特約条項の規定によりすえ置かれている保険金等の元利金を支払う際に、保険金等の受取人の相続人から申出があり、かつ、会社が承諾した場合には、主約款および各特約条項の通貨に関する規定にかかわらず、すえ置かれている保険金等の元利金を円貨により支払います。この場合、第8条 (その他の返還金を支払う場合の取扱) の規定を準用します。
- (4) すえ置かれている保険金等に係る保険契約の部分が解約されたことにより、保険金等のすえ置特約条項の規定によりすえ置かれている保険金等の元利金を支払う際に、保険金等の受取人から申出があり、かつ、会社が承諾した場合には、主約款および各特約条項の通貨に関する規定にかかわらず、すえ置かれている保険金等の元利金を円貨により支払います。この場合、第5条 (解約返還金を支払う場合の取扱) の規定を準用します。
- (5) すえ置期間中に重大事由によりすえ置かれている保険金等に係る保険契約の部分が解除されたことにより、保険金等のすえ置特約条項の規定によりすえ置かれている保険金等の元利金を支払う際に、保険金等の受取人から申出があり、かつ、会社が承諾した場合には、主約款および各特約条項の通貨に関する規定にかかわらず、すえ置かれている保険金等の元利金を円貨により支払います。この場合、つぎのとおり取り扱います。

る規定にかかわらず、すえ置かれている保険金等の元利金を円貨により支払います。この場合、第8条の規定を準用します。

- (6) すえ置かれている保険金等に係る保険契約の部分が消滅（解約および重大事由による解除による消滅を除きます。）したことにより、保険金等のすえ置特約条項の規定によりすえ置かれている保険金等の元利金を支払う際に、保険金等の受取人（本号(ア)の場合には、死亡給付金等の受取人とします。）から申出があり、かつ、会社が承諾した場合には、主約款および各特約条項の通貨に関する規定にかかわらず、すえ置かれている保険金等の元利金を円貨により支払います。この場合、つぎのとおり取り扱います。
- (ア) 主契約の死亡給付金等の支払事由が生じたことによる保険契約の消滅により、すえ置かれている保険金等の元利金を支払う場合には、第3条（死亡給付金等を支払う場合の取扱）の規定を準用します。
- (イ) 主約款および各特約条項の規定により年金（年金の名称の如何を問いません。以下同じ。）が支払われるべき期間の満了による保険契約の消滅により、すえ置かれている保険金等の元利金を支払う場合には、つぎのとおり取り扱います。
- a. 年金が支払われるべき期間の満了日の翌日（その日が、会社が指標として指定する金融機関の休業日の場合は、その日の直後に到来するその金融機関の営業日とします。以下本(イ)において同じ。）における会社所定の為替レートを用いてすえ置かれている保険金等の元利金を円貨に換算します。
  - b. 前a.の会社所定の為替レートは、年金が支払われるべき期間の満了日の翌日の会社が指標として指定する金融機関が公示する対顧客電信買相場(TTB)（1日のうちに公示の変更があった場合には、その日の最初の公示値とします。）を下回ることはありません。
- (ウ) 年金の支払開始日以後における被保険者の死亡（被保険者の死亡により、年金の支払の請求を要する場合に限ります。）または年金の一括払による保険契約の消滅により、すえ置かれている保険金等の元利金を支払う場合には、つぎのとおり取り扱います。
- a. 年金の支払または年金の一括払の請求に必要な書類が会社の本社または会社の指定した場所に到着した日（その日が、会社が指標として指定する金融機関の休業日の場合は、その日の直後に到来するその金融機関の営業日とします。以下本(ウ)において同じ。）における会社所定の為替レートを用いてすえ置かれている保険金等の元利金を円貨に換算します。
  - b. 前a.の会社所定の為替レートは、年金の支払または年金の一括払の請求に必要な書類が会社の本社または会社の指定した場所に到着した日の会社が指標として指定する金融機関が公示する対顧客電信買相場(TTB)（1日のうちに公示の変更があった場合には、その日の最初の公示値とします。）を下回ることはありません。
- (エ) 年金の支払開始日以後における被保険者の死亡（被保険者の死亡により、年金の支払の請求を要する場合を除きます。）による保険契約の消滅により、すえ置かれている保険金等の元利金を支払う場合には、第8条の規定を準用します。
- (オ) 死亡時増額期間満了時における未払年金の現価の一時支払による保険契約の消滅により、すえ置かれている保険金等の元利金を支払う場合には、第12条（通貨指定型個人年金保険（16）に付加した場合の特則）第2項第2号の規定を準用します。
- (カ) 免責事由により、主契約の死亡給付金等または年金が支払われないことによる保険契約の消滅により、すえ置かれている保険金等の元利金を支払う場合には、第8条の規定を準用します。

#### （予定利率変動型外貨建個人年金保険に付加した場合の特則）

第22条 この特約を予定利率変動型外貨建個人年金保険に付加した場合には、第2条（年金を支払う場合の取扱）の規定は適用しません。

2. この特約を予定利率変動型外貨建個人年金保険に付加した場合には、前条までに定めるほか、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) 年金（支払額が残余年金支払期間の未払年金の現価、残余保証期間の未払年金の現価または死亡時保証金額である場合に限ります。）の支払の請求または年金の一括払の請求に際して、年金受取人から申出があり、かつ、会社が承諾した場合には、主約款の通貨に関する規定にかかわらず、残余年金支払期間の未払年金の現価、残余保証期間の未払年金の現価もしくは死亡時保証金額または年金の一括払をしたときの支払額を円貨により支払います。
- (2) 前号の場合、つぎの(ア)および(イ)のとおり取り扱います。
  - (ア) 請求に必要な書類が会社の本社または会社の指定した場所に到着した日（その日が、会社が指標として指定する金融機関の休業日の場合は、その日の直後に到来するその金融機関の営業日とします。以下(イ)において同じ。）における会社所定の為替レートを用いて残余年金支払期間の未払年金の現価、残余保証期間の未払年金の現価もしくは死亡時保証金額または年金の一括払をしたときの支払額を円

貨に換算します。

- (イ) 前(ア)の会社所定の為替レートは、請求に必要な書類が会社の本社または会社の指定した場所に到着した日の会社が指標として指定する金融機関が公示する対顧客電信買相場（TTB）（1日のうちに公示の変更があった場合には、その日の最初の公示値とします。）を下回ることはありません。
- (3) 主約款の規定により、死亡給付金を支払う際に死亡給付金とともに死亡給付金受取人に払い戻される返還金について、第3条（死亡給付金等を支払う場合の取扱）の規定を準用します。
- (4) 第5条（解約返還金を支払う場合の取扱）第1項の規定は、「解約返還金（減額の場合の返還金を含みます。以下本条において同じ。）」を「解約返還金（解約返還金とともに支払われる返還金も含みます。以下本条において同じ。）」と読み替えて適用します。
- (5) 前条までに定めるほか、保険契約の失効による返還金について、つぎのとおり取り扱います。
  - (ア) 保険契約の失効による返還金の請求に際して、保険契約者から申出があり、かつ、会社が承諾した場合には、主約款の通貨に関する規定にかかわらず、当該返還金を円貨により支払います。
  - (イ) 前(ア)の場合、主約款の規定により保険契約が効力を失った日（その日が、会社が指標として指定する金融機関の休業日の場合は、その日の直後に到来するその金融機関の営業日とします。以下本号において同じ。）における会社所定の為替レートを用いて当該返還金を円貨に換算します。
  - (ウ) 前(イ)の会社所定の為替レートは、主約款の規定により保険契約が効力を失った日の会社が指標として指定する金融機関が公示する対顧客電信買相場（TTB）（1日のうちに公示の変更があった場合には、その日の最初の公示値とします。）を下回ることはありません。

## 保険契約者代理特約条項 目次

この特約の概要	第4条 告知義務違反による解除等の通知
第1条 特約の締結	第5条 特約の解約
第2条 保険契約者代理人による代理手続	第6条 特約の消滅とみなす場合
第3条 保険契約者代理人の変更	第7条 主約款等の規定の準用
	第8条 積立利率変動型個人年金保険(21)(通貨指定型)に付加した場合の特則

## 保険契約者代理特約条項

### (この特約の概要)

この特約は、保険契約者（主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）および各特約条項に定める年金（年金の名称の如何を問いません。以下同じ。）の支払開始日以後については年金の受取人とします。以下同じ。）が手続を自ら行なうことができない特別な事情があるとき、保険契約者代理人が保険契約者の代理人として手続を行なうことを可能とする内容とするものです。

### (特約の締結)

第1条 保険契約者は、主契約の締結の際または主契約の締結後において、会社の定める取扱範囲で、被保険者の同意および会社の承諾を得て、この特約を主契約に付加して締結することができます。

### (保険契約者代理人による代理手続)

第2条 保険契約者が手続を自ら行なうことができないいつぎのいずれかに該当する特別な事情があるときは、保険契約者が被保険者の同意および会社の承諾を得てあらかじめ指定または次条の規定により変更した保険契約者代理人が、手続に必要な書類（別表1）を提出して、保険契約者の代理人として手続を行なうことができます。ただし、保険契約者が法人である場合を除きます。

- (1) 手続を行なう意思表示が困難であると会社が認めた場合
- (2) 前号に準じる状態であると会社が認めた場合

2. 保険契約者代理人が行なうことのできる手続は、つぎのとおりとします。

- (1) 主約款および各特約条項に定める保険契約者が行なうことのできる手続とします。この場合、保険契約者と保険金等の受取人が同一人である場合における、主約款および各特約条項に定める保険金等の受取人が行なうことのできる手続を含みます。
- (2) 前号の規定にかかわらず、つぎの手続を除きます。

#### (ア) 保険契約者の変更手続

- (イ) 保険金等の受取人の変更手続（被保険者の生存に関し支払う保険金等の受取人を保険契約者のみに変更する場合を除きます。）
- (ウ) 保険契約者代理人ならびに主約款および各特約条項に定める指定代理請求人の変更手続
- (エ) 主約款および各特約条項に定める代理請求が可能な保険金等の請求手続

3. 前2項の規定により受取人を変更する場合で、保険契約者と被保険者が同一人であるときは、保険契約者代理人が被保険者の代理人として同意を行なうことができます。

4. 第1項および第2項の規定により保険契約者代理人が手続を行なう場合、保険契約者代理人は手続時ににおいてつぎのいずれかに該当することを要します。

- (1) つぎの範囲内の者

- (ア) 保険契約者の戸籍上の配偶者
- (イ) 保険契約者の直系血族
- (ウ) 保険契約者の3親等内の親族

(2) 前号以外の者でつぎの範囲内の者。ただし、会社所定の書類（別表1）によりその事実が確認でき、かつ、保険契約者のために手続を行なうべき相当な関係があると会社が認めた者に限ります。

- (ア) 保険契約者と同居しましたは生計を一にしている者
- (イ) 保険契約者の財産管理を行なっている者

- (ウ) 被保険者
  - (エ) 保険金等の受取人
  - (オ) その他(ア)から(イ)までに定める者と同等の関係にある者
5. 第1項、第2項および前項の規定にかかわらず、故意に保険金等の支払事由を生じさせた者または故意に保険契約者を第1項各号に定める状態に該当させた者は、保険契約者の代理人として手続を行なうことができません。
6. 保険契約者代理人の変更が行なわれた場合、変更を行なった後は、変更前に手続可能な手続があつても、変更を行なう前の保険契約者代理人による代理手続は取り扱いません。
7. 本条の規定により保険契約者代理人が行なった手続は、保険契約者に対してその効力を生じます。
8. 本条の規定により保険金等の代理請求を行なう場合で、主約款の規定にもとづき会社が必要な事項の確認を行なう際、本条に定める保険契約者代理人が、正当な理由なく当該確認を妨げ、またはこれに応じなかつたとき（会社の指定した医師による必要な診断に応じなかつたときを含みます。）は、会社は、これにより当該事項の確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は保険金等を支払いません。

（保険契約者代理人の変更）

第3条 保険契約者は、被保険者の同意および会社の承諾を得て、保険契約者代理人を変更することができます。

2. 保険契約者代理人の変更をするときは、保険契約者は、手続に必要な書類（別表1）を提出してください。

（告知義務違反による解除等の通知）

第4条 主契約の告知義務違反による解除および重大事由による解除の通知について、保険契約者またはその住所もしくはその居所が不明である場合など、正当な理由によって保険契約者に通知できない場合には、主約款に定める通知先のほか、保険契約者代理人に通知することがあります。

（特約の解約）

第5条 保険契約者は、いつでも将来に向って、この特約を解約することができます。

（特約の消滅とみなす場合）

第6条 つぎの各号の場合には、この特約は消滅したものとみなします。

- (1) 保険契約者または保険契約者代理人が死亡したとき。
- (2) 保険契約者が変更されたとき。
- (3) 主契約が解約その他の事由によって消滅したとき。
- (4) 保険契約者と年金の受取人が異なる場合で、主約款および各特約条項に定める年金の支払開始日が到来したとき。

（主約款等の規定の準用）

第7条 この特約に別段の定めのない場合には、主約款および各特約条項の規定を準用します。

（積立利率変動型個人年金保険（21）（通貨指定型）に付加した場合の特則）

第8条 この特約を積立利率変動型個人年金保険（21）（通貨指定型）に付加した場合で、終身保険移行特則の適用により主契約が年金支払開始日に終身保険に移行するときには、第6条（特約の消滅とみなす場合）第4号の規定にかかわらず、終身保険移行部分について、この特約は継続するものとします。

別表1 手続書類

## (1) 手続書類

項目	必要書類
代理手続	(1) 主約款および各特約条項に定める会社所定の請求書その他の手続に必要な書類 (2) 保険契約者が手続を自ら行なうことができない特別な事情を示す書類 (3) 保険契約者および保険契約者代理人の戸籍抄本 (4) 保険契約者の住民票 (5) 保険契約者代理人の住民票 (6) 保険契約者代理人の印鑑証明書 (7) 保険契約者が成年後見登記されていないことの証明 (8) 代理手続を行なう者が保険契約者と同居したまたは生計を一にしている者であるときは、その事実を証する書類 (9) 代理手続を行なう者が保険契約者の財産管理を行なっている者であるときは、契約書および財産管理状況の報告書の写しなどその事実を証する書類

(注) 1. 会社は、上記以外の書類の提出を求め、または上記の提出書類の全部または一部の省略を認めることができます。  
2. 会社は、手続書類について、書面に代えて電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により提出することを認めることができます。なお、この場合、手続の請求を会社が受け付けた日を手続書類が会社の本社に到着した日とみなします。

## (2) その他の手続書類

項目	必要書類
保険契約者代理人の変更	(1) 会社所定の名義変更請求書 (2) 保険契約者の印鑑証明書 (3) 保険証券または年金証書

(注) 1. 会社は、上記以外の書類の提出を求め、または上記の提出書類の全部または一部の省略を認めることができます。  
2. 会社は、手続書類について、書面に代えて電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により提出することを認めることができます。なお、この場合、手続の請求を会社が受け付けた日を手続書類が会社の本社に到着した日とみなします。